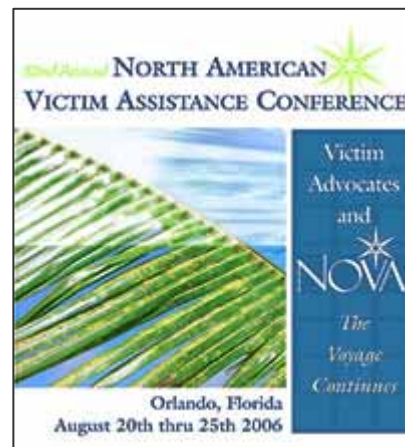


# 米 国 視 察 研 修 報 告 書

## 米国視察研修報告書



### 1 視察研修実施期間

2006年8月19日～27日

### 2 場 所

アメリカ合衆国フロリダ州オーランド市

### 3 目 的

上記期間中に開催される NOVA(全米被害者支援機構)の第32回北米年次総会に参加するとともに、現地諸機関を視察することにより、世界の被害者支援の潮流を把握し、我が国に相応しい被害者支援活動の姿を考察する。

### 4 参加者

山上 皓 (全国被害者支援ネットワーク理事長)  
渡辺 直 (全国被害者支援ネットワーク事務局長)  
奥田江里子 (全国被害者支援ネットワーク事務局)  
吉田南海子 (熊本犯罪被害者支援センター)  
木村 弘子 (大阪被害者支援アドボカシーセンター)  
野崎 響子 (被害者支援都民センター)  
池田 志津 (被害者支援都民センター)  
齋藤 律子 (秋田被害者支援センター)

### 5 視察報告書

はじめに：山上 皓

事務局長の業務：渡辺 直

行事の企画運営と本部組織について：奥田江里子

第32回 NOVA (全米被害者援助機構) 全国大会に参加して：吉田南海子

NOVA 年次大会報告書：木村 弘子

民間支援団体における被害者支援活動について：野崎 響子

公的機関における被害者支援：池田 志津

被害者・遺族の自助グループ活動その活動内容、支援団体との関わり：齋藤 律子

## はじめに

全米被害者援助機構(NOVA)の第32回大会が米国フロリダ州オーランドにおいて、米国内外の被害者援助関係者約二千名を集めて開催されました。国際被害者学シンポジウムが同市内の別の会場で同時開催されたこともあり、国際色豊かな盛大な会となりました。

全国被害者支援ネットワークからは、その創設期に多くの関係者がNOVAの大会に参加し、被害者支援の実務と援助者の教育研修のあり方などについて学ばせていただく機会を持ちました。初めて参加したとき、千人以上の被害者支援関係者がホテルを1週間借り切って開く研修・研究集会の規模の大きさ、あふれる熱意と、被害者の声、参加者の気持ちを一つにする見事な組織運営、海外からの参加者への心配りなどに、深く感銘を受けたものです。

全国被害者支援ネットワークとしては、久しぶりの組織的参加であるが、この間に我が国においても、犯罪被害者等基本法が制定されるなど被害者支援をめぐる環境は大きく変わり、事件直後からの早期援助に関わる援助スタッフの数も増してきました。援助者としての第2世代が育ってきており、そのような方々に、被害者支援先進国の息吹に触れ、進んだ支援の現状に触れていただき、全国被害者支援ネットワークの明日への力を蓄えたいというのが、本視察調査の目的でありました。

久しぶりに参加してみて感じたことの一つは、被害者援助者の専門職化の流れが着実に進行していたことです。NOVAでは、専門職の援助者について基礎から上級まで4段階の認定制度を作り、援助と援助者の質を着実に上げて行こうという段階にきていました。アメリカやイギリスなど被害者支援先進国においては、多数のボランティアが支援の実務の上で重要な役割を果たしていることは事実ですが、早期援助の中核として働くのは熟練した専門職としての援助者です。我が国においても、そのような専門家の育成が急務であると、あらためて感じさせられました。また、フロリダ州の充実した性犯罪被害者支援策が、被害者とその家族による議会への懸命な働きかけによって実現したものであることも知りました。

大会期間中に、フロリダ州オレンジ郡の被害者支援センターの指導者の講演を聴き、同施設を実地に視察する許可を得ることができました。5人の女性専門スタッフと数人ボランティアが24時間、週7日体制で運営していて、専門スタッフの給与は公務員以上の水準にあるとのことでした。当日、車でセンター近くに着いたとき、前夜から次々と2名のレイプ被害者の支援に対応しており、視察団に対応する余力がないという連絡を受けました。残念なことではありましたが、プロの援助者の置かれている厳しい環境を肌で感じる機会ともなりました。

参加者一同それぞれに、得るところの多い視察調査となり、その成果をここに報告書としてまとめさせていただきました。最後になりましたが、このような調査と研修の機会を与えてくださいました、日本財団に深く感謝申し上げます。

## 事務局長の業務

(N) 全国被害者支援ネットワーク 渡辺 直

NPO法人の事務局長に問題や困難が生じた時の、救急策や事務局長の生き残り策(サバイバル)に関する分科会がいくつかあったが、いずれもNPO法人の設立や指導を専門的に行うNPO法人が担当していた。

講師の言によると、事務局長は相当の高い能力を有していることが前提であり、事務局長業務の要諦は「理事をいかにうまく使いこなすか」「理事にいかに責任のある仕事をしてもらうか」とあるという。以下は私が参加した分科会の講義の要旨である。(生活習慣や価値観の相違が根にあり、いささか理解が難しいものがあったがそのまま掲載する)

事務局長とは？

事務局長とはあたかも、一飛びで高いビルを飛びこえ、仕事を魔法使いの如くこなすスーパーマンとも言える。また、両の目をもって職務執行と帳尻合わせをやる一方で、多様な責任、関係や、利害関係者の関心をいとも簡単に処理する人物でもある。

事務局長は船長に例えられるがその五大特性は？

先見性を有すること

構成員の変革を図れること

関係の構築者であること

地域創造者であること

社会資源の使い手であること

成功する事務局長とは？

有給・無給のスタッフや理事のリーダーシップやマネジメント能力を追究し発展させ、さらに、周囲の人間に力を漲らせ、組織を導く責任と権威を注入することを楽しむ人物である。

事務局長と理事会の関係は？

事務局長は理事会に対して責任を有するが理事に対しては責任はない。同時に理事会の良い雰囲気と関係を創造する。

事務局長とスタッフとの関係は？

局長はスタッフを自己のチームメンバーと認識し、しっかりした職務分担を行い、恒常的指導監督と年間評価を行う。スタッフの発展を推し進める機会を持ち、激励と支持を行うこと。

常勤者の「燃え尽き」を防ぐ5つの方策

スタッフの役に立つことや研修に力を入れる

職員、ボランティア、理事と恒常的にコミュニケーションを取る

良い仕事を賞賛し、水準以下の場合もうまく処理してやる

財政問題とその他の挑戦とを調和させる

過酷な時期にあっても、組織の活性化を継続させる

助成申請

自分で調査する。金を追わない。請求のあるものはすべて申請する。その上でさらに校正に校正を重ねること。

事務局長が退職を考えるべき九つの理由

理事会において事務局長がプレゼンをした後、理事から「誰がそんなことやってよいと言った？」と言われた時

理事会が事務局長に対して、通常の理事会通知を「偶然に」決まって忘れる時

スタッフミーティングを招集しても誰も集まらない時

いたずら電話や受話器はずしが1日に何回かある時

コンピューターのキーボードへのいたずらをしばしば発見するとき

事務局長がスタッフに対して、しばしば「君が理事長だ」という時

スタッフが事務局長に対して「今の理事長は誰？」と週に何回も聞く時

事務局長デスク脇に簡易ベッドを置き、週に1回以上使う時

週に80時間稼働し、最近取った休暇を思い出せない時

## 行事の企画運営と本部組織について

(N) 全国被害者支援ネットワーク

奥田江里子

### はじめに

アメリカで行われた、全米被害者援助機構の第32回大会に参加。様々な研修やイベントに出席し、アメリカで実施される被害者援助を支えるプログラムの一端を見ることができた。第32回大会のプログラム内容や、NOVAの本部の役割について順不同であるが、印象に残ったものを下記のようにまとめた。

### The Victim Tribute

大会の中で、The Victim Tribute というプログラムがもたれた。これは、犯罪の悲劇を乗り越えた被害者あるいは遺族が政治的、社会的運動を行っている様子をご本人から語られる。被害の態様や被害後のことなど、映像を交えて説明をしてくださった。発言内容から、アメリカの被害者支援が多岐にわたることを知り、驚いた。以下、発言をそのまま記載する。

### Beth Twitty

2005年5月、18歳の娘さんが修学旅行先のアルバで失踪。外国に旅行する際の安全を守る活動をはじめた。

以下、彼女の発言をまとめた。

私の娘は、高校最後の旅行で失踪。どんなときであれ、どこであれ娘がいなくなるのは本当に悲しいことである。親は子供に対する安全管理の責任をもっている。

彼女は、旅行を本当に楽しみにしていた。彼女と空港で別れたのが、彼女をみた最後でした。2005年娘が飛行機に乗っていない、との連絡が入った。その連絡を聞いたとき、非常に悪い予感がした。娘の旅行先アルバにとりあえず向かおう、と飛行場に車を走られる際、スピード違反で私自身警察の事情聴取を受けた。とるものもとりあえず、メキシコアルバに向かった。

娘の友達にまず電話をして、何が起こったかを聞いた。宿泊先には、洋服もパスポートもきちんとしてしまわれていて、帰る準備をしていたことがわかった。Night clubで最後にみかけた人、タクシーに乗る姿を見かけた人にも話を聞いた。そして、タクシーではなく、ただの車であることが明らかになった。

実は、オランダから19歳の少年が旅行うに着ていて、その人が実は娘といたことがわかった。言葉や法律の違いに悩みながらもたくさんの目撃証言を得ることができた。

色々な話を聞く中で、自分の意思に反して、麻薬取引にまきこまれたのでは、という人もい

たが、麻薬アジトにはいないことも確認した。

アジトと呼ばれる場所の近隣住民から話を聞こうとしても、叫んだり逃げたりして、なかなか事情を聞くことができなかった。そして、調べを進めていくうちに麻薬の家は、殺人・売春の宿であることを知った。アルバは樂園と呼ばれているが、実は非常にドロドロとした汚い国そして危険な国であることもわかった。色々と調べていく中で、国外の法律で対応しなくてはいけないことの難しさを痛感した。

アルバの首相は、娘が事件に巻き込まれたと思われるグレイのホンダから DNA を採取したが、まだ誰のものかわかっていない。たくさんの人を逮捕、捜査したが、犯人はまだ見つからない。また、娘も見つかっていない。事件の被害者になったのだ。娘のような年代では、まだまだ個人の自由と安全を自らの責任で確保するには、若すぎる年齢なのだ。

娘とは、大学に入る前に色々な世界の楽しい話をした。けれども、その経験をせずに私の目の前からいなくなってしまう。アメリカは、何らかの事件に巻き込まれ、行方不明になった人がたくさんいる。毎晩、たくさんのが被害者がうまれている。

私は、セーフティープランを提唱したい。親はいつまでも子供を守れるものではない。娘が自分のまわりの人といつも一緒に行動していれば・・・と色々考えてもつきない。

年間2,700万人が海外に足を運ぶという。学校教育で、安全に海外旅行をするための授業など、カリキュラムに載せることが必要だと思う。海外に行く際の安全確保、危険事態へのかけこみ行政データベースをつくり、誰でもアクセスできるようにしてほしい。行政は、アメリカ国民が海外で事件が発生した場合の支援体制を、きちんと築くべきである。たとえば、病院からの治療等に関する請求書について、外国ではどのような協力をどこの機関に求められるのか・・・きちんと把握しなくてはいけない。

私の娘の場合、アルバ当局は色々動いてくれてはいたが、自国民が国内で事件に遭った場合にとる対応と同じではないことがわかった。治外法権でできないことは山ほどある。どの被害者も痛みを少しでも減らすためには、さまざまな支援体制が必要である。

娘がいなくなってから、6ヶ月が経過するが、まだ娘は見つからない。多くの困難があるが、支援をしてくれる仲間もいる。近所の小さな子供は、レモネードのスタンドを作って、娘を助ける資金を集めてくれ、娘を知っている人も知らない人も私の支えとなってくれている。娘の捜索、真実の究明のためには多額の費用がかかるが、1,500万ドルの資金が集まった。

たくさん仲間を支えられながらも、私はこの先、娘のために真実究明のために活動を続けなくてはいけない。

## Mark Lunsford

2005年2月、二人暮らしだった当時9歳の娘さんを失くす。国は、2005年に娘さんの名前をとり「Jessica Lunsford Act」という法律を制定。

以下、彼の発言をまとめた。

娘は帰宅時も仕事に行くときもいつもハグをしてくれた。いつも2人で、どちらがどれだけ好きか、言い合って争いになるほどだった。6歳の時には、花でご飯を作ってくれた。娘は良きパートナーだった。ノースキャロライナ州で彼女は生まれ、フロリダへ引越しをした。生活は苦しく、プレゼントも少ししか買ってやれなかった。2004年3月1日、それまではいろんなことがうまくいっていた。2人で楽しいフロリダ生活を過ごしていた。

2月21日日曜日には、2人でお祭りに行った。水曜日、仕事から帰ってきて娘はお風呂に入っていた。お風呂から出たとき、娘は緑のタオルを巻いていて、彼女を見たのはそれが最後だった。

木曜日、朝戻ると彼女はいなかった。3週間後、彼女は見つかった。最悪の夢を見ているようだった。彼女がいなくなってから3日間は、警察の取調べ、捜査、色々な出来事があった。その間も私は娘を探し続け、少しでも情報提供を求めようと必死だった。私は妻がいなく、自分の仕事、家事もしながらも色々な捜査に協力をした。その間、仕事を首になっても仕方がないような混乱状態の日々を送った。その後、娘が見つかり、埋葬をして・・・その後「Jessica Lunsford Act」という法律制定にまでいった。

法律制定についてのことだが、被害者援助団体の方々から連絡があり、法の制定に向けてワシントンに出向くと良い、という話を受けた。その後、法律制定という私たちのゴールを達成した。議会は無償で活動をしてくれた、今も議員と協力して活動をしている。被害者援助活動をしている人々にも会え、本当に驚いている。また、私の娘以上に凄まじい事件に巻き込まれた子供の話もきいた。知れば知るほど、本当に頭にくることがあまりに多い。私は自分の子供育てることを一生懸命にしてきたが、事件によりそれをすべて失い、今は何も怖いものはない。

残念ながら、この世界ではたくさんの子供の性犯罪がたくさん起きている。そのような犯罪に対する更生プログラムをはじめなくてはいけない。Jessica Lunsford Actと同じような法律が全米で普及してきた。たとえばノースキャロライナ州では、11歳以下の児童相手に罪を犯した場合は、死刑とする法律が制定されている。

今後、私自身も勉強を重ね、政策のあるべき姿にするのが重要となる。そのためには、被害者援助に携わる皆さんの力が必要になってくる。

加害者に対する政策は色々検討されなくてはいけない。たとえば25年間刑務所に入所していれば、子供はどれだけ救われるか。加害者を追跡する機械をつければ、どれだけの方が安全に暮らせるか。また、司法従事者は、性犯罪の加害者の家を訪ね、居場所などの情報をきちんと把握すべきである。また、学校に入り込む人の身元調査もされていないことが多い。全米のどの州も今よりさらに法制度を確立しなくてはいけない。

学校、家、ありとあらゆるところで危機的な状況にいる子供を助けるために、私は基金も創設した。また、toy's Box と呼ばれる、貧しい子供への基金集めもした。活動を進める中

でもたくさんの方から激励をいただいた。

私たちは大人として、子供を守る義務があり、法の執行者も子供を守る義務と責任がある。そのためは、何が必要なのか話をし続けなくてはならない。

支援者の皆さん、自分の州に戻ったら、行政の人たちに被害者援助には何が 필요한のか、話をしてください。子供の犯罪で死んだ子供も、生き残った子供も報われるような行政システムが作られるよう、これからも私は活動を続けていきたい。

### Information Exchange and Exhibits

会議の中で終日にわたり、大きな会場にマーケットプレイスが設けられていた。そこでは、NOVA が発行している通信販売（ネット）でしか手に入らないような、被害者支援に関する本の販売、様々な支援プログラムや被害者団体の紹介がなされていた。その中で興味深かった被害者支援のプログラムをいくつか紹介したい。

#### 使われなくなった携帯電話での寄附活動

Shelter Alliance（以下、「S.A」という。）は、2001年に活動をはじめ、個人や企業の使われなくなった携帯電話の回収事業を行っている。それらの携帯電話の寄附により収入を発生させ、それらはDV被害者の一時避難場所としてのシェルターの運営費にあてられる。

手順としては、寄付者が、使われなくなった携帯電話を携帯電話会社と契約を打ち切った後に、きちんと梱包してS.Aに発送する。（20個までは、前述のように梱包し、梱包に関わる経費は寄付者負担だが、20個以上の寄附であれば、送料はS.Aが全て負担する。）S.Aでは、環境面も考慮してそれらを適切にリサイクルする。丁寧に使われていた携帯電話であれば、30ドルほどの価値でリサイクルできるという。（2006年は寄附額が400万ドルにものぼった。）使われなくなった携帯電話の回収により、被害者を助けられるという概念は、日本にはまったくない考え方であり、大変興味深かった。日本の寄附文化はまだ根付いているとはいえないが、このように身近な携帯電話の回収事業と被害者支援を結び付けられれば、一般人に対して効果的な広報になるだろうし、また、収入額は少ないだろうから、活動費として大いに役立つだろう。

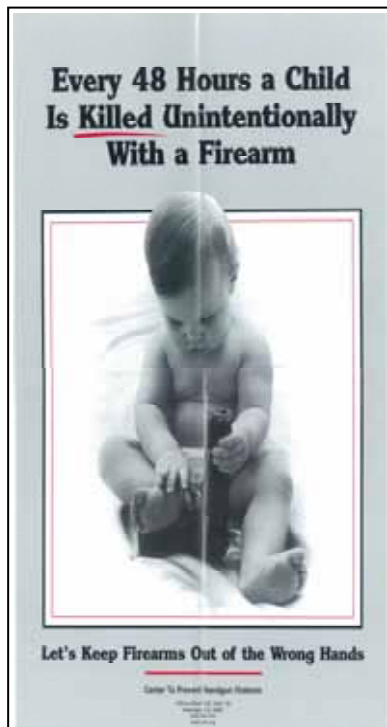


## 被害者への皮膚移植の支援

9.11で傷害をおった被害者に対して、皮膚移植等の支援を行っている活動の紹介がされていた。テロ事件で怪我をおった被害者の顔など人の目にふれるところをはじめとして、被害者の方の回復を少しでも早めようと、皮膚の移植という技術の提供で被害者支援を行っ

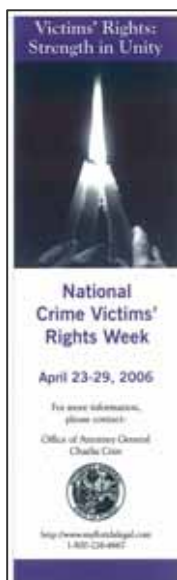
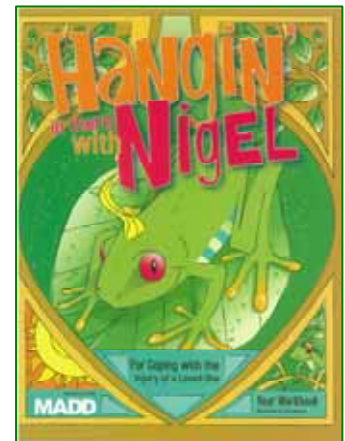


ている。実際はこの方たちが技術の提供をしているのではないと思うが、積極的に寄附を集め、それらを被害者の手術代にあてているという。会場では、パネル展示がされており、実際に被害にあった方たちの手術前と手術後の写真が掲示されていた。



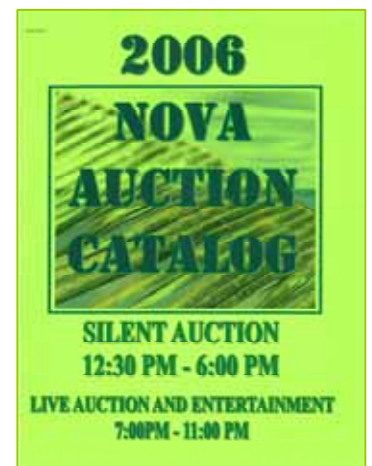
2日に一人の割合で、拳銃の誤射により子供が亡くなっていることをうったえるポスター。赤ちゃんが手にしているのは拳銃。拳銃の適切な管理の呼びかけをしている。

子供に対して、生命の尊さをうったえる絵本。家族の名前や友達、親戚の名前を書き込みページがあり、“あなたの大好きな人が、飲酒運転により亡くなるとはどういうことなのか。”と幼い子供に対して、人の生命の大切さを分かりやすく伝えている



州の被害者権利週間の広報のしおり。裏には、殺人、強姦、強制わいせつ、窃盗、DV、強盗、虐待、飲酒運転、ストーカーの年間の発生による被害者の数が記されている。

大会の中で、参加者から品物を無償で提供してもらい、それらをオークションにかける。その収益は、被害者支援活動のために使われる。



## NOVA の活動について

NOVA の本部で事務員として働いている、Deborah さんから、事務局体制について直接ヒアリングを受けることができた。以下、箇条書きで記す。

- ・ 実際に被害者支援に従事しているスタッフ、ボランティアの資格条件等は特にない。もっとも、ただ単に興味本位でメンバーになる人はいなく、必ず何かしらの社会的使命をおって活動をしている。
- ・ NOVA に参加し、被害者支援活動に従事している人は全てボランティア。全ての人被害者支援の他に本業を担っている。人件費は一切出ない。
- ・ 活動費については、当初は司法省から受けていたので、企業からは全くもらわなかった。現在は連邦政府からの収入は他の行政サービスと競合しており、減額されている。今後は企業からのお金集めの必要がある。(80年~90年代は、収入額の70%は連邦助成金であったが、現在は10%までに減っているという。)
- ・ 会員に対しては、年に4回ニュースレターを送る。情報提供については、会員のみがアクセスできる Web サイトによる。会員になることのメリットは、年次総会参加のディスカウント、被害者支援についての本などのディスカウントなどがある。
- ・ NOVA と会員との関係性は、日本でいう大学教授で構成される学会のようなもので、活動は個々の団体の独自性に任せている。
- ・ 事務局員は7名。理事は無償。理事の任期は2年で、会員が理事を選任し、理事の互選で理事長が決定する。
- ・ NOVA の資金源は、

|           |     |
|-----------|-----|
| 会費収入      | 15% |
| 研修実施による収入 | 25% |
| 会議実施による収入 | 25% |
| 寄附        | 15% |
| 助成        | 10% |
| その他       | 5%  |

## 広報について

- ・ 広報の手段としては、Web サイトによる。
- ・ 対外的な広告の掲出はほとんど実施しておらず、口こみによるものが多くの割合を占める。
- ・ 大変稀なことではあったが、犯罪関係の TV 番組、ニュースなどで連絡先をテロップで載せることが過去に何度かあったという。

## 研修の分科会での講師選定について

- ・ ボランティアの中で意欲のある人が申し込みを行い、その中から決定される。
- ・ 講義をした後、参加者から講義内容の評価を受けるシステムを組んでおり、その結果を反映させ、次回以降の講師選定につなげる。

## 大会の開催場所の選定について

- ・ 被害者支援活動をしっかりと行っている州を選ぶ。
- ・ 開催ホテルの場所は入札で決定する。

## 連邦との関係性

- ・ 連邦からの助成についての使途は厳格に決められており、監査も大変厳しい。
- ・ 事業についての使途は厳格だが、組織の運営、役員体制についてはまったく口出しはしない。

## おわりに

「想像できないような新しいタイプの凶悪犯罪が頻発している中で、それらの被害者に対していかに支援をしていくか、国を挙げて考えなくてはいけない。」と初日の会長挨拶で語られたことが大変印象的だった。アメリカも日本と同じように被害者支援の創成期には、社会になかなか受け入れてもらえなかったが、法律の制定により少しずつ理解を求めやすくなったという。過去に罪を犯した人々が、時間の経過と共に社会に戻りつつある現在、継続した被害者支援をいかに実施していくか、が今後のアメリカ社会の課題でもあるという。

今回、アメリカの援助プログラム的一端を見聞し、被害者支援の概念の柔軟性に改めて驚いたと共に、社会全体を巻き込んでいくことの大切さを感じた。これらをそのまま日本に取り込むことは不可能であるが、ノウハウを参考にすることは大いに役立つ。私は事務局という立場で効果的な広報のあり方等を苦慮してきたが、まだ既存の資源を最大限に生かしきれしていない、と思えてきた。

私個人としては、間接的な関わりになるが、全国どこでも同じレベルの充実した支援の実現のため、加盟団体の質の向上をはかる一助となるよう、今後も活動を行っていきたい。

## 第32回NOVA（全米被害者援助機構）全国大会に参加して

（社）熊本犯罪被害者支援センター 吉田 南海子

### 1 はじめに

今回、被害者支援都民センター主催で実施された海外研修事業により、8月20日から8月24日までの5日間、アメリカ、フロリダ州オーランドで開催された第32回NOVA（全米被害者援助機構）全国大会に参加する機会を得た。

NOVAは1975年にフロリダで設立されており、今回は里帰り大会であった。また、7年前にも同じオーランドで第24回全国大会が開催されており、フロリダ州は犯罪被害者支援の取り組みが積極的なところであった。

### 2 大会全体を通して

NOVAは、被害者支援活動の集合体として31年の実績があり、組織力、団結力など強く、活動の歴史に重みがあった。

今回の大会のテーマは「道のり」「旅」としており、再出発を強く打ち出している。

オープニングの華々しさは、土地柄らしく宇宙からスペースシャトルが会場へ飛んでくるなど、その仕掛けのスケールが大きく大変驚いた。

開会式、昼食会、晚餐会とセレモニーがあるたびに被害者遺族によるスピーチがあり、被害の状況や立ち直りの話、問題提起などが行われ、NOVAが被害者と一体となって活動している様子が実感された。

しかし、全国的には34州での活動であり、30年の歴史があるとはいえ、全米どこでも同じような取り組みが出来ているのではなかった。特に、州ごとに権限を持っており、首長の考え方次第にかかっている。フロリダ州は被害者支援に先進的であり、知事は強力な支援者である。

大会を通して2000人近い参加者の9割が女性であり、中・高齢者がほとんどで、支援活動に関わる女性パワーのすごさを感じた。活動の発端が市民権運動であり、黒人や女性差別、女性の法上の不平等など女性運動がベースになっている。

NOVAの活動は、家庭内暴力、性犯罪の被害者、強姦、殺人など被害者は女性が多く、子供や黒人など立場の弱い人達を助けることから始まり、被害者の権利を守るための政策提言へと広がっている。NOVAは、活動に対する無償の愛、ボランティアの心で活動が支えられており、女性のエンパワーメントであることを実感した。

### 3 「地域における支援組織の実態について」のテーマでの報告

4日間にわたって、フロリダ州NOVA事務局長ムートンさんの力添えで、日本から参加した私たちのために別枠で4つのセッションを、世界被害者学会が開催されているローゼン・プラザ・ホテルの会議室で開催してくれた。

1日目 Julie Smith氏

(フロリダ州オレンジ郡被害者支援センター・強姦被害者対応センター所長)

2日目 Cindy Dubrouillet氏

(フロリダ州オレンジ郡とオセオラ郡を所管する検察庁付きの被害者支援担当)

3日目 Jan Davis氏

(フロリダ州保健局セクシャル・バイオレンス・プログラム管理者)

4日目 フロリダ州の7つの被害者支援に関わる団体等からの報告

以下、それぞれのセッションでの報告をまとめてみた。

8月21日(月) 16:00~17:00

Julie Smith氏(オレンジ郡被害者支援センター・強姦被害者対応センターの所長)

- ・ 年間61000件の犯罪が発生し、たくさんの仕事がある。家庭内暴力や性犯罪被害者の支援が多い。最初は政府関係の組織として発足したが、他の資金源が確保できると想定し2年前に民間非営利団体として登録をした。しかし、現実には政府からの資金がほとんどである。
- ・ 政府からの許可をもらって、性犯罪の被害者をサポートする強姦被害者対応センターも作っている。
- ・ 被害者への対応は、24時間体制で受けており、要請があればすぐ出向く。性犯罪被害者についてはセンターが支援に入り、その他の犯罪の場合は保安官組織につなぐ。
- ・ 一番の目的は、被害者がトラウマから脱出する手伝いをすることであり、早く脱出するようにカウンセリングもしている。
- ・ 被害者の要望は、すぐに来てほしいが多い。レイプの場合顔見知りが多く、家に帰れない、帰りたくないなどで緊急を要する。
- ・ 時には家族のようになって、安全な場所の提供や食料品を届けるなどの生活支援をする
- ・ 立ち直りのための補償プログラムとして、資源を提供している。たとえば、医療費やセラピス費用の補償、入れ歯やめがね、補聴器など被害にあったものを補償、葬儀の代金の補償、仕事に行けない人への給料の補償などもしている。整形外科医がボランティアで、無償で整形手術をしてくれたこともあった。
- ・ 性犯罪被害者への処遇はDVに比べると20年遅れている。資金が入ってこない分野である。

- ・ 性犯罪被害者に対する一般の人たちの認識は低い。女性は夜出歩かない、ミニスカートを  
はかない等、特に女性の陪審員の見る目は厳しい。教育の必要ありと思っている。
- ・ 子どもが性被害を受けた場合、大人になっても影響が続くなどの認識が遅れている。
- ・ 被害者補償金は、警察への届出が必要である。届け出たくないという意見も尊重する。し  
かし、当初40%程の人が警察への届出をしたくないというが、9日間過ぎるとほとん  
どの人が気持ちを変えて届け出る。
- ・ HIVや性病、避妊のための薬は、すぐに使用したほうが効果的であるが、法的な決断を  
するまでは与えてくれない。
- ・ 被害者に対し、被害者の権利を説明することが大事である。例えば、犯した人から弁償金  
をもらう権利、判決をする前に裁判官に提案する権利、加害者が放たれる前に知る権利な  
ど。
- ・ スタッフは、職員が5人で、修士課程を出た人、3人は臨床経験者である。また、ボラン  
ティアとして、大学の修士課程の学生や臨床課程の学生の人たちがいる。  
スタッフの多くは、弱い立場の女性や、黒人、マイノリティの人たちを支える女性運動、  
草の根運動から発展している人達である。
- ・ 勤務体制は、職員は24時間体制で働いている。警察からの情報で動いているが、スケジ  
ュールでそこにいた人が、一人で出向く。非常に過酷な勤務である。  
給料は一般と比べれば高い。
- ・ 予算は、年間75万ドル、うち15万ドルをデモンストレーションに使っている。レイプ  
を少なくするための広報として、地元の演劇団体を使い「90秒に1回レイプされている」  
というテーマで、学校へ出向いて上演している。
- ・ 資金源であるフロリダ州は政府自身が犯罪被害者支援のために積極的に支出している。た  
だし、政府からは高い事業目標、ゴールが設定されており、どのようなサービスを提供し  
たかなど92項目にわたって厳しい結果報告が求められ、毎月や4半期ごとにレポートを  
作成して報告している。
- ・ 職員募集では、新聞広告、人材確保のエージェンシーを利用することもある。最近、年収  
5万ドルで募集した。たくさんの応募があったが、経験が必要で使える人は少なかった。  
所長自身は、半年前にヘッドハンティングにより転職した。

\* 24時間体制で活動をされており、非常に忙しい状況であったが、翌日に事務所を見学さ  
せていただくこととなった。しかし、約束の時間に事務所の近くまででかけたが、急遽2件  
の支援要請があったために、スタッフが対応できなくなったとして、見学することが出来な  
く、残念であった。

8月22日(火) 16:00~17:00

Cindy Dubrouillet 氏 (オレンジ郡とオセオラ郡を所管する検察庁付きの被害者支援担当)

- ・ フロリダ州の検事の下で仕事をしている。
- ・ 年間6万件~7万件のケースが発生している。
- ・ 中でも、性犯罪(子ども・幼児も)、DV、殺人、強盗・強姦、カージャックなど立ち直るのにトラウマが残るような犯罪を担当し、裁判の手伝いをしている。
- ・ 取り扱う事案は、薬物関係が一番多い。家庭内暴力や子どもの虐待なども多い。酒気帯び運転による事案は、トラウマ等の場合は関わるが一般的には対象でない。
- ・ 検察庁に廻ってきたあとからサポートし、捜査にはタッチしない。
- ・ 被害者と共に裁判や公聴会にもすべて出席する。サポートは同じスタッフが当たる。
- ・ 公聴会では、保釈できるか、保釈金、足首に探知機をつけるかなど審議される。
- ・ 年齢は3歳の子どもの証言の事例がある。
- ・ フロリダ州では、89年に被害者の権利として、情報提供される権利(保釈されるかどうか、出所情報等)が確立した。
- ・ 体制は、職員18人(最近2名が増加)、心理学、ソーシャルワーカー、法律、刑法の専門家で、公務員として給料をもらっている。ボランティアは8人で同様の経験、資格を持った人たちである。
- ・ 法律ができ、89年以降、徐々に人が増えて、組織が大きくなった。
- ・ 事務所は、検事と近いところにある。検事は若い人が多く、法律的な考えで動くことが多いので、精神的なサポートをしている。検察の中にセンターがあるのは、20年前に、所長が来たときから組織が始まった。
- ・ 関係機関との連携として、毎月1回顔を合わせて、ミーティングをしているが、個別ケースについての協議はしない。
- ・ 資金は、フロリダ州から出ている。(連邦政府から3分の1)毎年仕事の提案をして、申請書を出す。出さなければ来年も仕事があるかわからない。
- ・ 給料は安い。心の寛大な人がいるところである。
- ・ 以前はハンドボード「手を握って慰めているだけの人」と言われてきたが、最近は認められてきた。
- ・ マスコミへの氏名公表について、性犯罪被害者の場合は大人も子どもも名前は出さない。加害者の名前は、大人の場合は出すが、被害者が親子関係である場合は子どもの名がわかるので出さない。法廷内のカメラにも写真は出さないようにしている。

8月23日(水) 11:00~12:00

Jan Davis氏(フロリダ州保健局・セクシャル・バイオレンス・プログラム管理者)

- ・フロリダ州政府の保健局で、性犯罪予防のための仕事をしている。
- ・CDC(アトランタにある資金担当部署)が資金を援助。申請をして補助を受ける。  
性犯罪防止のために使われるもの230万ドル、被害者のために使うもの40万ドル
- ・2年半前にフロリダ州で議決されたトラストファンド(基金)は、罰金によってできた(性犯罪の加害者が150ドルを裁判所に罰金として払うもの)が2年半で300万ドルが貯められ、予想を大きく上回った。
- ・トラストファンドでは、被害者のために活動するセンターに対して、セラピー、精神科、ケースマネジメントする人を雇うための経費、家賃、コピーなどの事務費、通信経費などを援助する。
- ・フロリダ州では、被害者支援団体に認可をすると、一般的な支援が出来る。資金の配分にも計算方法がある。人口やその他いろんな要件を加味して計算する。
- ・初年度は、センターのほうから支援が出来ることの申し立てをするなど、認可の申請をしないといけない。フロリダでは35郡が継続して補助している。
- ・DVの場合も同じように、DV加害者から罰金徴収をしてDV被害者のために使われるトラストファンドがあり、3000万ドル集まった。
- ・州によっては、性犯罪とDVの被害者支援が、同じところと違うところとある。
- ・2007年までに、99%の力を犯罪予防のために向けたい。
- ・CDCからは、フロリダのみではなく、全土にわたった取り組みをしてほしいとの要請
- ・レイプ予防のためのビデオを製作した。  
予防: to be a better man(止めたことでいい男になれる)  
テレビ、ラジオ、ポスター  
39万ドル(保健局ということで安価であった)
- ・予防のための事業としてレイプ・クライシス・センターを援助している。  
センターでは、レイプ予防の教育(50分の講義)を中・高校などへ出向いて実施する。  
毎週学校を訪問する。  
レイプは存在しないと拒否される学校もあるが、そのうち学校から申し出があるようになった。  
講義のタイトルに工夫:「健全な関係を築くには」など

8月24日(木) 11:00~12:00

## フロリダ州の7つの被害者支援に関わる団体等の報告

Cynthia Rogers Valley氏

- ・ フロリダ州の検事のオフィスで仕事
- ・ 被害者への援助で、2005年には100万ドルの資金を得ることができた。
- ・ 援助金はコミュニティ毎に必要である。
- ・ ボガという援助金では、235のプログラムの援助をしている。
- ・ 殺人事件では、被害者遺族の援助、検死、他の関係機関との連携、子どもたちへの支援
- ・ 被害者の引越し、秘密の場所の確保
- ・ フロリダ州内の犯罪者リストを一般公開している。  
顔、罪名、氏名、刑務所、出所後情報など  
サイトでいつでも、どこからでも見ることができる

Wendy L. Hallowell氏

- ・ フロリダ州知事の管轄
- ・ 州知事が犯罪防止に力を入れており、優れている。
- ・ 被害者週間としていろいろある。  
「行方不明の子供の日」9月 追悼行事をする。  
「親が殺された子供の日」 9月25日  
「殺人被害者メモリーウィーク」 1年に何回もやっている  
イベント：コーヒーカップを置いて、座っていない状況を飾り付けする
- ・ 知事が法案を提案し、州議会議員全員にサインをさせて犯罪被害者への理解を得た。
- ・ 全国に広がっていった。
- ・ フロリダ州には、死刑があり、知事がサインをする。
- ・ 被害者家族にサインをしたことを知らせる仕事もしている。

Mark A. Lazarus氏

- ・ 州刑務所のなかの矯正担当 7人
- ・ アルコールやドラッグの人が多い
- ・ 1ヶ月に1回、知能検査をしている
- ・ 出所後も性犯罪の加害者は、1ヶ月に数回、刑務官と面接しなければならない。  
子供たちが集合するところには、近寄せない。
- ・ 仮釈放や執行猶予、出所後に居場所を明らかにするために、犯罪者は足首にモニターをつけなければならない。

モニターは2種あり、現在の居場所がわかるものと、どこを移動したか経過がわかるものがある

- ・ 加害者は被害者に対する弁償金を払わなければならない。  
払えない場合は、公園や道路の掃除など、体にきつい仕事をしなければならない。
- ・ 被害者は犯人がいつ保釈されるか情報を受けられる
- ・ 犯罪者がどこに収監されているかなど、24時間、無料通話でサービスが受けられる。  
3ヶ国語で表示（英語・スペイン語・クメール語？）

#### Jennifer 氏

- ・ 性的暴力の被害者対策 フロリダ州に32のプログラムがある。
- ・ 67のコミュニティの中で、3～4の郡を担当しているところもある。
- ・ トレーニング・カリキュラムを設定し、個々の能力にあったトレーニングをする  
例：高齢者の性犯罪被害
- ・ 24時間ホットラインをひいて、対応している
- ・ 4月は全国的に「性犯罪をもう一度考える月間」
- ・ 罰金性の基金、32のプログラムに250万ドル

#### Pat Shimansky 氏

- ・ 41の認可を受けて実施
- ・ ロビー活動をして、DVに関する法の制定を州議会に働きかけ、無料でのホットライン
- ・ トールフリー、法律関係のホットライン、など
- ・ ポスター・リーフレットの発行
- ・ 援助金をもらって、身障者のトレーニング、ホームレスの人のトレーニングなどカリキュラムを作って対応している。
- ・ 1年に1回DV関係者の会議を開催している。  
子供関係の機関、DVの被害者支援機関
- ・ センターは州からの認可を受けている、非営利団体
- ・ 女性の力を高めようという目的があり、女性の自立心を高める活動をしている。

#### Gretchen Howard 氏

- ・ 検察庁に席を置く、少年関係のプログラム担当者
- ・ 85年から、被害者？の擁護の仕事をしている。
- ・ 10歳以下の子供たちのための仕事
- ・ 判決が下りると、子供と家族の人たちのために動く。
- ・ こども 69%が黒人 大人も黒人の加害者が多い。

- ・ 弁償金が、1ヶ月に4000ドルが集められるようになった。
- ・ 少年であっても、弁償金を払い続けることになる。

Glynn R Birch氏(MADDのナショナル・プレジデント)

- ・ 飲酒運転による交通事故死遺族の会、25年の歴史
- ・ 全米で活動しており、これまでに100という法律を変えてきた。
- ・ 再発防止に力を入れている。

未成年の飲酒運転防止

未成年に酒を売らないようにする(コミュニティで見守り、通告する)

酒を買えるのは21歳以上 州の法律で規制

- ・ 日本でもMADDの支部が2003年に設立された。

#### 4 総括

被害者支援に関わっている団体の職員については、心理学、ソーシャルワーカー、法律専門家などの、高度な知識を有する人たちで構成されているところが多く、待遇もそれなりに充実したもの又は公務員として身分が安定したものであった。

支援活動をするにあたっての財源については、常に申請主義であり、また結果を求められていること。団体の存続につながるもので、見える形で結果を出す努力が必要である。

行政サイドでは、犯罪の予防に力が入れられており、今後もっと資金が予防にシフトされるのではないかとと思われる。

最先端の被害者支援の現場においては24時間対応の活動がなされていたが、支援をしていくうえでは必要なかもしれないが、人員、待遇、体制等が確立していないと職員の負担が大きすぎる。

トラストファンド、罰金による基金の存在には驚いたが、安定した財源の確保の点では大変有効な手段と思われる。

犯罪者リストの一般公開(いつでも、だれでも、見ることができる)や仮釈放や出所後の居場所把握のための装置など、被害者支援のうえからも、また再犯防止にも役立つのは確実であり、大変進んだ制度に感心した。

## NOVA年次大会報告書

(N) 大阪被害者支援アドボカシーセンター

木村 弘子

### ・ボランティアの育成

私が所属する大阪被害者支援アドボカシーセンターもそうであるが、わが国の民間被害者支援組織ではボランティアの支援員が日常の様々な支援活動に携わっていることが多い。ボランティアを育て維持していくことに日々苦労している団体も多いのではないだろうか。

今回、NOVA年次大会に参加して、アメリカでも多くのボランティアが被害者支援活動に関わっていることがわかった。そもそもNOVA年次大会運営も数多くのボランティアによって成り立っている。揃いのポロシャツを着たボランティアたちはとても親しみやすく私たちを出迎えてくれ、それぞれの持ち場で実に生き活きと活躍していた。元々ボランティア活動に対する意識や関心が日本より格段に高いアメリカでは、優秀なボランティアを育成し、組織に帰属させ続けるということに多くの労力と関心を払っているということもわかった。日本でも、民間組織ならではのフットワークの軽さとモチベーションの高さを維持し続け、支援活動を充実させるために、この面で学ぶことが多いと思う。ここでは、主として“Retaining, Recruiting and Nurturing Volunteers”という分科会で学んだボランティアの育成と維持について報告したい。

### (1) なぜボランティアが必要なのか

それは一つには財政的理由からである。ボランティアの存在なしでは活動のために莫大な費用がかかってしまうので、ボランティアは有給スタッフの代替要員としての意味を持つ。しかし、ボランティアの存在意義はそれだけではない。ボランティアは様々な能力を持っている。それらがスタッフの能力と結びつくことで、ダイナミックな組織作りが可能となる。また、ボランティアの多方面への興味、関心が組織をリフレッシュさせることもある。さらにボランティアは地域社会と組織を結びつける人材としても機能する。つまりボランティアは「価値ある資源」である。これらの理由から、特に対人サービスを行っている非営利団体にとっては、その活動にボランティアは欠くことのできない重要な存在となっている。

1995年の調査によれば、アメリカでは成人の49パーセントが何らかのボランティア活動をしている。ボランティアのうち、25歳から54歳までの人が50パーセント以上を占め、男女の比率は男性45パーセント、女性55パーセントでやや女性が多い。大卒者では1週間に4.8時間以上のボランティア活動をする者は70パーセントに上り、年収が10万ドル以上あるボランティアも69パーセントいる。高学歴で高収入の人たちが積極的にボランティア活動に関わっていることがわかる。一般市民がボランティア活動をすると、地域で援助金がどのように使われているのかが見えてくる。アメリカ人の市民意識の高さは、

このあたりの活動からもたらされる部分も多いのかも知れない。

特に慈善的な活動が主たる組織では、ボランティアが活動のほとんどの部分を担っているというところも多い。ボランティアは「人助けをしたい」「何かをしたい」と考えて参加している。しかし最近では、アメリカでもボランティア活動をする時間を捻出するのが困難になってきている人が増え、ボランティアの人数が減ってきているという問題を抱えている組織も多くなってきている。このためますます組織にとっては、ボランティアの採用、育成、維持が重要な課題となってきているのである。

## (2) ボランティアが求めていることを知る

ボランティアがどのようなことを求めているかということ把握することは、組織にとって大切なことである。そうすることで、できる範囲の適切な仕事をボランティアに与えることが可能となる。ボランティアが仕事に求めることは「始めと終わりがはっきりしている」こと、「彼らの興味や関心にマッチしている」こと、「無理のない範囲で締め切りがある」ことである。またボランティアにとっては「仕事をするための正当な理由」も大切なので、組織は彼らに仕事の目的および結果、成果を伝えなくてはならない。さらにボランティアは「適切な指導、トレーニング」も求めている。以下にこれらボランティアが求めていることについてもう少し詳しく述べてみたい。

### 仕事の始めと終わりをはっきりさせる = 仕事を明確に提示すること

仕事の内容を明確に提示することは、ボランティアの採用、維持双方の役に立つ。ボランティア募集の段階から、仕事の内容を伝えるようにするとよい。特に文書で提示するのが有効である。

ボランティアに仕事を提示する前に、まずスタッフ自身が自分たちの仕事をじっくり分析して、その中にボランティアが魅力を感じ続ける役割があるか、またそれはどんなものなのかということを理解しておかねばならない。ボランティアに仕事を提示する際には、多少の脚色を加えることは許されるであろう。それは個々のボランティアと仕事をもっともよく適合させるための工夫でもある。そしてボランティアに対し、彼らにしてもらっている仕事がいかに組織にとって重要で、活動の目的に即しているかということ、さらにあなたがその仕事にもっともふさわしい人材だから選ばれたのだということを伝えることが重要である。さらにボランティア自身が仕事について発言や異議申し立てができる機会を持つことができたなら、彼らはより仕事に対して誇りと喜びを感じるようになるであろう。

### ボランティアの興味、関心と仕事をマッチさせる

ボランティアが活動に関わろうとする動機は様々である。それを知るためにアンケートを取るのもよい。自由記述で回答すれば地元商店で使えるギフト券がもらえるというような工

夫をこらせば、かなり有効な回答が得られるであろう。

#### 仕事をするための正当な理由

どんな仕事でも組織が機能するために必要なものであるべきである。ボランティアの仕事も同じで、彼らが「自分たちは意味のある貢献をしているのだ」と感じるができなければならない。又、自分の仕事のレベルが段々高度なものへと進歩しているということも実感できなければならない。

ボランティアが活動に参加しようとする動機は「友だちを作りたい」「能力を伸ばしたい」「承認されたい」「専門的分野で成長したい」「ネットワークを築きたい」等様々ではあるが、結局は組織とつながり、認められることによって、ボランティアのやる気は伸びるものである。

#### 適切な指導、トレーニング

まずボランティアには、自分は必要とされる能力や情報を持っているのだということに自信を持ってもらうようにする。その上で、組織は必要に応じたトレーニングプログラムを準備せねばならない。トレーニングは組織の活動の必須部分である。ボランティアのトレーニングプログラムを組み立てる際に留意する点は以下のような項目である。

- ・ ボランティアの経験や必要性に適したプログラムを組み立てる。
- ・ システム化され標準化されたプログラムを組み立てる。
- ・ 地域の資源（他の組織等）を活用する。特に専門性の高い地域資源は十分に活用する。
- ・ プログラムをこころろ変えることなく、一貫性を保つ。
- ・ プログラムは組織の活動を網羅する内容とする。
- ・ 座って講義を聞くというスタイルだけでなく、デモンストレーションやロールプレイ、様々なフィードバックを取り入れる。
- ・ トレーニングのシラバスを作り、個人のレベルに応じてクラス分けをしてもよい。
- ・ トレーニングの開始時にはオリエンテーションを行う。
- ・ メンター制度を取り入れ、スタッフはボランティアの父親、母親となり声をかける。
- ・ オンザジョブトレーニング（実地訓練）を取り入れる。
- ・ トレーニングの後にはテストを行い、成績が悪い場合は落第もあり得る。
- ・ トレーニング終了時には卒業式を行う。

トレーニングの目的は、ボランティアが1人で仕事を行えるように育てることである。最初はボランティアを使うとかえって時間がかかってしまうこともあるが、適切なトレーニングをすることでいずれは戦力となり、スタッフは楽になるであろう。また、ボランティアがどのようなトレーニングを受けたかという記録を残すようにしなければならない。

### (3) モニタリング

モニタリングとはボランティアの仕事の進展をチェックし、それをフィードバックしたり、フォローすることである。しかし、ボランティアはパートナーであって部下ではない。とはいうものの、スタッフにはボランティアのコーチでありチアリーダーであるということも求められている。そのため、仕事をしてみてどうだったかということのフィードバックをボランティアから頻繁に求めねばならない。

又、ボランティアどうしが集まる「ボランティアサポートミーティング」を開催することも有効である。そこではボランティアどうしで経験の共有や、抱えている問題の解決策を考えあうことが可能である。また、「ボランティアサポートミーティング」自体を継続的なボランティアトレーニングの場として位置づけると、ボランティアはそこで継続的に組織とその活動について学び続けることができるようになる。

### (4) ボランティアの責任と権利

ボランティアもスタッフも求められることに違いはない。服装規定や時間厳守などは守るべき基本事項である。ボランティアにも責任は求められる。その自覚を促すための方策としては、例えば以下のようなことが考えられる。

- ・ ボランティアトレーニングを有料にして元をとらねばという意識付けをさせる。
- ・ 活動契約を結ぶ。(例えば活動は1週間に1回行い、1年に1回チェックを受ける等)
- ・ 欠席に対する規定を設ける。
- ・ 可能であれば有給ボランティアとする。
- ・ スーパーバイザーを決めて、適切なスーパービジョンを行う。
- ・ 処罰規定や貢献に対する感謝等、ボランティアについての適切な方針を持つ。

一方で、ボランティアの権利として、訓練や不服申し立ての機会が十分保障されていないとはならない。そしてボランティアが自分たちの責任と権利について十分情報が与えられているということが重要である。

ボランティアが組織内でよりよく処遇されればされるほど、ボランティアの組織に対する感情もよいものとなる。ボランティアにスポットライトを当て、感謝を示す機会を持たねばならない。例えば次のような方法が考えられる。

- ・ 感謝状、感謝のためのカード等を出す。各スーパーバイザーは年度初めに200枚の感謝のカードを準備しておき、年度末にはそれらを全て使い切るぐらいの姿勢でおらねばならない。
- ・ 1年、5年、10年、20年等という区切りでボランティア活動に対する褒章を行う。
- ・ ボランティアレターを発行する。
- ・ ボランティア活動の成果発表を行う。

- ・ 特に貢献してくれた人に対しては盾等を渡す。
- ・ 1年に1回「ボランティア感謝の日」を設け、夕食会、茶話会等を開く。
- ・ 各部門、組織でボランティアを褒章するための予算を設けておく。一般的に予算の10パーセントをボランティアのためのものとして用意しておくといよい。

組織が避けねばならないことは、無駄な会議のために時間を浪費することである。そのために、さまざまなコミュニケーションツール（電話、インターネット等）を利用することを考えておく。

ボランティアの定着があまりよくなく、何か問題があるのではと悩んでいる組織はあるだろうか。それを知るには、辞めていこうとしているボランティアに話を聞くのがよい。辞めていこうとしている人は大抵率直に話をしてくれることが多い。あまりに人の出入りが激しいようならば、組織側のボランティアの使い方に問題があると考えられる。

ボランティアとの出会いには、様々な工夫とチャンスが必要ではあるが、ボランティアの利益を理解し、それを満たすようにすることは、長期的には組織にとっても利益になるものである。長い間、ボランティアとして関わってくれる人がいて、燃え尽きるスタッフがほとんどいないのが、より成功する組織であるとも言える。

#### 最後に

この分科会以外でも、各支援団体等の話しを聞く機会があった。その際にスタッフ陣容について尋ねると、いずれの組織においてもボランティアの存在があった。特にアメリカでは学生のインターンシップとしてのボランティア活動が盛んである。組織と学校側が協議して、学生の専攻分野を活かしたボランティア活動を何らかの学業の単位として認定できるように協定を結ぶこともあるようである。そうすることで、より多くの学生がボランティア活動に参加できるようになる。ただし、学生ボランティアの定着は、実際のところさほどよいわけではないらしい。とはいうものの、それは幅広い層に活動の意義を広めるという啓発の意味合いをも持ったものでもあると考えれば、決して無駄ではないということであった。世慣れしておらず常識に欠ける面も多々あるが、若い柔軟性という最大の利点を持った学生ボランティアをどのように活用するかは、日本においては今後の課題でもあろう。

そもそも、日本社会ではボランティア活動自体がアメリカほど定着しているわけではなく、いまだに時間的余裕のある人の道楽程度にとらえられている感もある。しかし被害者支援は、被害者と同じ高さの視点と普通感覚を持った一般市民による活動が、非常に重視されている分野である。有能でやる気のあるボランティアを一人でも多く育て、支援活動を充実させるために、今回学んだアメリカにおけるボランティアの採用、育成、維持に関する具体的な手法には取り入れるべき点も多いと感じさせられた。

## ・ 支援組織の職員教育

アメリカの民間支援組織では、有給の職員が主たる支援活動に携わり、ボランティアは補助的な仕事についていることが多い。被害者がいつでも、どこでも、継続的に一定水準の支援を受けることができる体制を作り上げるために、支援組織の有給職員は「支援のプロフェッショナル」として、一定水準以上の高い能力が要求されている。一般的に支援者となるための資質として以下のようなものが求められている。

- ・ できることとできないこと（制約）を把握することができる
- ・ 二次被害を与えない。
- ・ ニーズを把握することができる。
- ・ 横とのつながりを作り上げることができる。
- ・ 被害者と友好的なコミュニケーションを持つことができる。
- ・ 法的、倫理的、行動的に常識的で、標準的な水準を保っている。

学歴は必ずしも求められてはいない。しかし実際には様々な組織の職員はほとんどが心理学、法学、社会福祉学等の修士課程修了以上で、臨床心理士のような専門的資格を有する人も多い。これらのベースの上に被害者支援の専門的研修を受けた人材が、有給の職員として支援を行っているというのがアメリカの実情のようである。

NOVA は支援者や専門家の教育を活動目的の一つに掲げているが、最近では支援者の水準を保つために、プロとしての資格制度を作り上げようとしているところである。資格認定の要件は本人の経歴と、スーパーバイザーや職場からのケース観察状況の報告書と推薦状である。資格にはレベル（初級、中級、上級）や更新制度、登録制度が定められている。資格のレベルアップのためには、経験年数だけでなく能力を伸ばすための研修を適宜受けることが求められている。今回の NOVA 大会の分科会も実はレベル分けがなされていた。NOVA の研修プログラムはオンラインでも参照できる。

日本では民間被害者支援組織の有給職員が少ないということもあり、その教育水準を保つことや資格認定にまで意識がいつまでたってもなかったというのが偽らざる事実であろう。しかし「犯罪被害者等基本法」が制定され、全国どこでもいつでも一定水準の支援を受けることのできる環境作りが求められている。「犯罪被害相談員」という一定の資格も定められた。実体を伴った資格としていくためにも、NOVA の教育システムには学ぶ点も多い。

## ・ ファンドレイジングについて

民間組織が財政的基盤を安定させることは、非常に重要な課題であるが、困難な課題でもある。アメリカでは1984年に犯罪被害者法（Victim of Crime Act = VOCA）が制定され、罰金を原資とする犯罪被害者基金が設立された。そこから民間支援組織への財政助成が行われるようになったことで、これらの組織の財政基盤は堅固なものになった。現在は州単位でも罰金を原資とする基金を持っているところが多く、そこからの資金も民間組織に

助成されている。それらに加えて、州、郡からの公的資金が助成されていることが多いが、それらの獲得のためには厳しいガイドラインや評価、選別をクリアした上で、定期的な活動報告、決算報告義務も課されている。それぞれの資金の用途には制限が加えられることも多い。

また、アメリカは日本に比べて個人的にも社会的にも寄付が浸透した社会である。例えば、ある性被害者の家族が設立した、性被害者の公判にまつわる資金を援助するための基金は、運営費として助成されている公的資金以外は、講演会を開催して集めた資金や募金や寄付によって賄われている。寄付を頼む先は地元企業や基金設立者の個人的友人、知人が多い。アメリカ企業は寄付に対するユニークなシステムを持っているところもある。たとえば某有名生命保険会社には、社員が寄付をしたらそれと同額を会社も寄付するという制度がある。先に述べた基金はこの制度の恩恵も大きく蒙っている。民間組織は民間であるがゆえにそのような様々な制度を上手に活用することも可能である。ある被害者支援組織は少し前まで公的組織であったが、資金源の幅を広げるために民間組織に変わったのだという。日本では考えられない選択であるが、寄付社会であるアメリカでは合理的な選択なのであろう。

日本ではこれまで被害者支援分野、特に民間支援組織に多額の公的資金は投入されてこなかった。しかし今後は民間支援組織にも何らかの形で公的資金が入ってくる可能性も考えられるようになった。支援の充実と組織の安定のために、自らの活動をしっかりアピールしていく能力が組織として求められていくであろう。寄付文化もアメリカに比べれば未成熟ではあるが、待ちの姿勢ではなく積極的に資金開拓をするアメリカ人のバイタリティを見習いたい。

## 民間支援団体における被害者支援活動について

(社)被害者支援都民センター 野崎 響子

### はじめに

アメリカの犯罪被害者支援は連邦政府をはじめ、各州が独自の施策を実施し、関連する公的機関と、様々な民間支援団体によって多岐にわたる支援活動が展開されている。以下に、今回の研修を通して知った様々な支援機関について、特に民間支援団体の支援活動の内容について、現地でのヒアリングと資料を基に紹介する。

### (1) Florida Council Against Sexual Violence (フロリダ州の性暴力に反対する協議会)

Florida Council Against Sexual Violence (FCASV) は、性暴力被害者及びサバイバーに対する危機介入プログラムを行っている支援者のための NPO 団体である。

レイプ、児童虐待、ストーカー、セクシャルハラスメント等を含む、あらゆる性暴力に対する情報提供や支援を行っている。さらに、毎年全州にわたる会議及び研修を主催することで、アメリカ全土の性暴力に関する情報を収集し、性暴力の被害者にかかわる団体への援助技術の提供と最新の情報を公開している。被害者は無料で、FCASV だけでなくアメリカ全土における情報を知ることができる。

FCASV はアメリカ全土で性暴力問題に取り組んでいる個人及び団体で構成されており、会員の職種は、カウンセラーやクライシスセンター、刑事裁判の専門家、医療関係者等と多岐にわたっている。会員は FCASV の情報にアクセスすることができ、3 ヶ月おきに発行されるニュースレターや会員価格で研修を受けることができる。

#### 支援事業について

- ・フロリダ州における性暴力プログラム（社会資源や支援内容、資金援助団体の募集活動等を含む）の改善
- ・性暴力問題にさらに取り組んでいくための他機関との連携
- ・フロリダ州の専門家に対する最新情報及び研修の提供
- ・市民に対する広報・啓発
- ・性暴力被害に関する法律の施行状況に対するモニタリングや働きかけ
- ・性暴力抑止活動...性暴力の予防教育の実施及び加害者の起訴を増やし刑事裁判における厳罰化を訴える等

FCASV に加盟する支援団体は、性暴力の被害者に対する全州共同のプログラムを持ち、子どもや高齢者などに対応できる専門プログラムも実施している。また、FCASV は、加盟する団体に 24 時間対応のホットラインの設置や、付き添い支援、広報啓発活動等、最低限の支

援内容を実施することを条件として、加盟団体の支援の質の維持を図っている。

また、全米で毎年4月に「Sexual Violence Awareness(性犯罪を考え直す月間)」を設け、国民への広報啓発や法の改正を求める働きかけを展開している。

## (2) Florida Coalition Against Domestic Violence (フロリダ州のDVに反対する連合)

Florida Coalition Against Domestic Violence (FCADV) は、州からの認可を受けてDV支援を行う41団体で構成された専門家の協会であり、社会への広報啓発や、政策開発による女性や子どもへの暴力防止活動と、フロリダのDV支援団体へのサポートを行っている。また、電話相談や情報提供等の様々な支援事業とともに、DV問題について州議会等に訴えるロビー活動も実施している。

### 支援事業について

- ・DV相談ホットライン（無料）  
相談者の住居の近くの支援センターにつなげている。通訳が必要な場合は利用できる。
- ・法律相談ホットライン（無料）  
DVに関する法律相談について情報提供及び紹介を行い、場合によっては弁護士が後から掛けなおして対応することもある。
- ・関連資料の所蔵  
DV問題に関する書籍やビデオが用意されており、貸し出しもしている。
- ・ポスター及びリーフレットの発行  
DVの予防策や情報提供を盛り込み、いくつかの外国語版も作成している。
- ・支援関係者に対する研修及び援助技術の提供  
各DVセンターのスタッフに対し、センターに出向いて援助技術等の指導を行う。さらに、DV被害者やその子どもに関わる関係機関に出向いて、現場の職員や専門家への研修も行っている。

上記のほかに、自助グループの手引きやボランティアのリクルート・育成の仕方などの資料を作成するとともに、DVに関する様々なカリキュラムの開発及び提供をしている。また、補助金の募集活動やDV関係者が集う会議も年に一度開催している。

### 加盟団体における支援事業（参考）

#### 通常サービス

- ・24時間対応ホットライン  
訓練されたカウンセラーやボランティアが対応している。
- ・緊急用シェルターの提供

入居期間は各シェルターによって異なる。

- ・住宅の提供  
短期間の入居で、数には限りがある。
- ・交通費の補助  
バスやタクシー等の運賃の補助。
- ・カウンセリング
- ・サポートグループ
- ・緊急時の食事や衣服、家庭用品の供与
- ・情報提供及び他機関への紹介
- ・地方に対するプログラムの提供
- ・地域住民への広報啓発・教育
- ・性暴力プログラムの実施
- ・セーフティープランニング

その他のサービス

- ・司法手続きに関する支援  
法廷付き添い  
裁判手続きに関する情報提供  
弁護士の紹介  
保護命令の申請補助及び聴聞会への付き添い支援  
民事及び刑事裁判におけるアドボケート活動
- ・子どもに関する支援プログラム  
危機状態のアセスメント  
個人やグループによるサポート  
学校での教育プログラムの実施...DV 及び青少年における交際相手による暴力に関する  
教育とセーフティープランニング
- ・センター内の保育所の利用  
ただし、保育所があるセンターは限られている。
- ・緊急用電話の提供  
「911」を押すだけでつながる緊急時対応の電話を提供。
- ・暴力防止プログラムの実施  
ただし、すべてのセンターでは実施していない。

### ( 3 ) It Happened To Alexa Foundation (「それはアレクサに起こった」基金)

2003 年、レイプ被害を受けた女性の両親によって設立された、性被害者およびその家族等

に対する裁判における経済的支援のための基金である。両親は娘の事件を通じて、薬代や証拠提出に必要な検査費用、裁判の度にかかる交通費等、判決までには被害者に大きな経済的負担が生じることを知り設立した。

#### 支援対象者

- ・性被害に遭ったアメリカ国民及び裁判に付き添う被害者の家族、親しい友人等（2名まで）
- ・刑事裁判のみで、民事裁判は支援対象外
- ・アメリカ国民が海外で被害にあった場合は支援の対象者。アメリカ国内における外国人被害者は支援対象外である。
- ・年収による制限有り（ただし、被害者の多くは学生や子どもである）
- ・被害者の付添い人への支給は、付き添い者の住居地と裁判地の距離が60マイル以上であることが条件となる。

#### 支援内容について

裁判時にかかる費用の支給（1件の裁判につき上限3000ドル）

- ・交通費...航空券、バス代、ガソリン代
- ・食費 ... 1人1日、2食まででアルコールは除く。可能な限り普通の料金のお店を利用する。
- ・宿泊費...裁判地の宿泊施設（高価でないビジネスホテルのような所に限る）
- ・通訳費用...外国での被害で必要な場合。

支払いは、航空券や宿泊費は基金代表者がクレジットカードで予約をして支払うが、その他の交通費や食費等においては、後日レシートの提出によって被害者に支給する。また、緊急の費用についてはケースに応じて支払われことがあるが、裁判出席のために仕事を休んだ場合の休業補償やベビーシッター代などは支給外である。

#### 申し込み方法について

電話もしくは基金のホームページで申込用紙を入手し、FAX または郵送で申請する。ただし、加害者が起訴され、第1回公判日が決定していなければならない。申請用紙の記入事項は、氏名、住所等の連絡先のほかに、被告人や担当検事などについて検事に記入してもらう項目もある。申請の結果は、通常48時間以内に電話連絡で知らせる。

#### 支援実績について

2003年設立以降2005年までの支援総数件数は167件、被支援者の内訳（人数）は、被害者家族91名、女性58名、男性5名、子ども9名である。支援総額は約66,000ドルである。2005年の支援額は約31,000ドルで、支援額は年々増加している。

#### 今後の課題について

司法省から補助金を受けているが、運営資金として FAX やコピー機の費用、事務用品等に用途が限定されている。そのため、支援に必要な資金は企業や知人からの寄付金や講演会などを開催して得る収益によるため、資金調達が大きな課題である。

今後は、被害者に必要な情報を網羅した全国レベルの電話帳を作成したいと計画中である。

#### ( 4 ) Sexual Assault Treatment Center ( 性犯罪処置センター )

Sexual Assault Treatment Center(SATC)は、フロリダ州オレンジ郡の民間犯罪被害者支援団体 Victim Service Center の一環として、州や郡の弁護士会の協力を得て 1999 年に設立された性犯罪被害者の支援機関である。医療機関の中に設置され、2001 年に NPO 団体として登録された。

##### 支援活動について

被害者のトラウマからの早期回復に重点を置いた支援活動を実施している。

- ・ 電話相談及び直接的支援の実施 ( 24 時間体制、無休 )
- ・ 被害者の人権について情報提供 ( フロリダ州は犯罪被害者人権宣言を定めている )
- ・ 精神的サポートとアドボケート活動
- ・ 危機介入及びカウンセリング
- ・ 被害者の権利として与えられている事柄について情報提供
- ・ 裁判手続きに関する情報提供
- ・ 保護命令の申請補助
- ・ 法廷付き添い
- ・ 被害弁償請求におけるサポート及びアドボケート活動
- ・ 地域の関係機関の情報提供及び紹介
- ・ 精神科及びセラピーへの紹介
- ・ サポートグループ

被害に遭ってから 5 日以内にセンターに相談すると、性被害専門の検査官 ( 看護師 ) による証拠採取、性感染症及び HIV の検査と予防治療が受けられる。

##### 支援体制について

スタッフの構成は、職員 5 名 ( 内、3 名は臨床的資格所有 )、ボランティア 6 名 ( 学生インターン 3 名、事務 3 名 ) であるが、直接的支援にかかわる主な仕事はすべて職員が対応している。直接的支援は現地に警察官等がいるため職員一人で行う。

##### 資金援助について

連邦及び州から助成金を受けているが、資金援助を受けるためには、支援活動状況について実施したサービスとその結果報告が必要となり、厳しい審査がある。連邦はレポート内容について、「どんなサービスを実施しているか」に重点を置いて評価をしているが、州はサービス内容よりもその「結果」に注目している傾向がある。

#### 今後の課題

- ・ 性被害に対する支援の遅れと国民の理解不足

DV に比べて性被害に対する支援は遅れており、特に子どもの性被害について、その後の成長への影響を踏まえた支援や研究が遅れている。さらに、国民の理解も乏しく、「夜出歩かなければ大丈夫」、「ミニスカートををはいていなければよい」といった間違った認識が根強く残っており、裁判では女性の陪審員の判断にも影響を与えることがあるため、性被害に対する正しい理解を深める教育が必要である。

- ・ 法制度の不備と早期の適切な処置の実施

被害に遭ったら HIV や感染症、妊娠を防ぐ処置が早急に必要であるが、警察への届出、捜査開始の決定後でなくては投薬できないという制約がある。このような条件を撤廃し、すべての被害者が早期に適切な処置を受けられるよう働きかけているとのことであった。

また、被害直後に採取された証拠の保存期間が短く、当初は警察への届出を躊躇している被害者が、後に届出をしようとしても対応できないという問題があるため、証拠の保存期間の延長が求められている。

- ・ 性被害支援機関の広報

アメリカ全土におけるレイプ被害者からの相談は、被害実数の 37%ほどに過ぎないという調査結果が報告されており、SATC に入る支援依頼の多くは医療機関や専門家からである。国民の支援機関に対する認知度を高めてより多くの被害者が相談できるよう、広告会社に依頼し大きな看板を作って広報をすすめていきたいとのことであった。

## おわりに

今回の研修では、主に性犯罪被害者に対する民間支援機関から話を伺ったが、アメリカでは性犯罪が 95 秒間に 1 件の割合で発生しているとも言われており、深刻な社会問題となっている。そして、女性の権利保護や地位向上のための運動が活発に行われていることから、性犯罪被害者への支援に対する関心が高まり、様々な支援団体が活動を実施していることが伺える。学校教育を通じ、性被害の抑止に向けた青少年への予防教育、また、社会一般に対する性被害に関する正しい認識や相談機関の情報についての広報啓発活動は支援団体の重要な事業となっている。

アメリカでは公的機関による被害者支援が行われている中で、民間支援団体の役割は政府

の補償プログラムではカバーできないきめこまやかな支援を提供することであるとともに、警察への届出をしていないために政府の補償を受けられない被害者をサポートすることでもある。多様な地域資源を利用できるよう、必要な支援プログラムをコーディネートし、関係機関との連携を図る活動が実践されていることが伝わってきた。

性被害に対する様々な専門家が会員となっている他職種の協議会は、幅広い専門分野の支援者同士の理解の増進と支援の質の向上に結びつき、他職種の連携がしやすくなることから、被害者に対する多角的な支援が可能となることが想像された。また、DV 支援団体の連合組織による支援活動は、それぞれ異なる組織体制や支援事業を行いながら、支援内容や、支援員の援助技術の維持・向上のための共通プログラムによって、支援機関全般の支援レベルを一定基準に管理する体制を整えていた。日本の被害者支援の現場において早急に取り組むべき課題である。

民間支援団体に対する国からの財政援助は、日本と比較すると援助額や体制は充実しているが、実情は十分な援助ではないとのことであった。民間支援団体が財政援助を受けるためには様々な報告書の提出が課されており、結果としてより多くの援助を受けるための支援内容の充実、開発努力、人材育成等への努力につながり、支援内容や支援員の質の維持・向上に結びついている印象を受けた。

日本の各支援団体が短期的、中・長期的課題を見据えた上で、今後の様々な問題の改善に向けて参考とすべき支援体制のあり方や視点が浮かび上がった。

## 公的機関における被害者支援

(社)被害者支援都民センター 池田 志津

### はじめに

今回の研修では、公的な機関での支援についての話を聞く機会を多数得られた。アメリカでは州単位で法制度が異なるため、被害者支援に対する取り組みも州ごとに大きく異なるということであったが、フロリダ州では、現州知事も熱心に支援制度の整備に取り組んでいるとのことで、確かに様々な機関において、被害者支援に関する部署が作られ、実際に支援を行なっている様子が伝わってきた。

### 各機関における被害者支援

#### 1 . Office of the State Attorney ( 司法管区検察庁 ) における被害者支援

##### 組織概要

司法管区検察庁内の被害者支援組織。以前から秘書が被害者の話を聞いたりしていた流れを汲み、20 年前に組織として発足したもの。心理学やソーシャルワーク、法律等を学んだ 18 名のスタッフが支援に当たっている。

州によっては同様の組織が警察に置かれていることもある。

##### 支援について

支援対象となる事件は年間約 1 万 5 千件。そのほとんどはDV であるが、その他に殺人、性犯罪、虐待、暴行傷害等の被害者を支援する。子どもが対象となる事件も 600 件ほどあるが、その際にはあらかじめ支援計画を立て、常に同じ人間が支援にあたるよう、特別に配慮している。

行なうのは被害者への支援のみで、事件の捜査には関与することはない。支援の期間は事件が送検されてから公判の終了までがほとんどで、その間公判や公聴会に関する質問への回答、証言の事前準備の手伝い、実際に公判に出席する際の付添などを行なうが、支援の期間は特に限られていないので、公判終了後に相談を受けてカウンセリング機関の紹介をすることもある。

検察官は、専門知識は持っていますが、被害者への配慮が疎かになりがちである。よって支援者が間に入ることで検察官に足りない部分を補っている。

支援は被害者からの要請がなくても自動的に始まるが、事件直後の被害者の怒りは検察に向くことも多く、中には支援を断る人もいる。しかし、この組織の意味も徐々に認められてきており、支援を受ける被害者は段々と増加している。

## 関係機関との連携

民間機関とは、それぞれに役割分担をしながら連携をしている。例えば食事や医療サポートの提供等は検察庁では出来ないので民間機関が行なう。逆に裁判傍聴の付き添いに民間の支援員が来ることはほとんどない。

また、毎月1回、各支援機関が集まってそれぞれの状況報告をしている。しかしまだ各機関が持つ情報を共有するためのデータベースはない。そのようなものを作ることは今後の課題である。

## 損害賠償支払プログラム

庁内には、Project Payback と名付けられたプログラムの担当部署もある。ここでは未成年の加害者が、被害者に対して損害賠償を行なっていく為の職業訓練や就職支援、支払いが予定通りに行なわれているかどうかの監視、指導などを行なっている。

金銭的な損害の賠償は被害者の回復に有効である。よって、加害者の社会復帰のためというだけでなく、損害賠償をしていくことも目的として、加害者の就職に向けた支援をしている。また、就職できずにいる加害者に対しては社会奉仕活動の場を提供し、その対価を支払いに充てさせるなどの活動も行なっている。

## 2. 州保健局による性犯罪防止プログラムについて

### 組織概要

67ある各郡の保健局における性犯罪防止活動および被害者支援を統括している。連邦からの資金援助とトラストファンド<sup>1</sup>からの資金を得て、各郡のDVセンター、レイプクライシスセンター等に資金援助を行なっている。また、フロリダ州では、報告されているだけで年間1万2千件のレイプ被害がある。これを減少させるべく、小学校から大学までの学生やコミュニティに向けて、性犯罪への理解促進活動を行なっている。

#### 1 トラストファンド

加害者からの罰金を資金源とする基金。この基金を利用することで住民の税負担無く支援に資金提供することができる。

### 防止活動の方法、内容

PRビデオやポスター、リーフレットの作成や学校での教育活動を通して、以下のことを伝えている。

- ・アルコールやドラッグとレイプとの関係
- ・インターネットの危険性（犯人はどんなサイトに潜んでいるのか）
- ・どのような人が加害者になりやすいか

- ・どうすれば安全に過ごせるか
- ・自分をコントロールして、良い人であり続けよう
- ・デートレイプについて（同意のない性行為は犯罪である） 等

#### 今後の課題

レイプ被害は報告されない場合も多いので、報告数だけを見ても自分たちの活動が効果を上げているのかどうかは判断できず、手応えを得にくいですが、より一層防止活動を進めていくしかない。

地域、学校によってはレイプという現実から目を背け、我々の活動を受け入れてくれないところもある。そのような所にも広く情報を提供していけるようにする為にも、今後はアプローチの仕方を変えていく必要があるかもしれない。

### 3 . Florida Department of Corrections（州矯正局）における被害者支援

#### 組織概要

フロリダ州の刑務所には現在約 8 万 6 千人が収容されており、執行猶予者は約 15 万人にのぼる。矯正局では受刑者の管理の他、執行猶予者については定期的な面接等を行なう一方で、これらの事件の被害者に対して、情報提供などの支援を行なっている。

#### 支援について

被害者からの相談電話は週に 5 0 0 本ほどあり、それらに対してカウンセリング機関やコミュニティでの支援施設の紹介等を行なっている。また、被害者には、加害者が釈放される前にはあらかじめ連絡を受ける権利がある。連絡先を登録しておけば、釈放の 2 , 3 ヶ月前と直前に手紙や e-mail で連絡を受けられる他、加害者の移送、逃亡、死亡についても情報を得られる。また VINE<sup>2</sup> という電話サービスもあり、そこでも受刑者に関する情報を聞くことが出来る。

#### 2 VINE（Victim Information and Notification Everyday）

年中無休、24 時間受付、通話料無料の電話サービス。自動音声案内の他にオペレーターも常駐している。受刑者の所在や釈放予定等についての情報を聞くことが出来る。被害者以外の人も利用可能。

### 4 . その他の機関における被害者支援

#### ( 1 ) Office of Attorney General（州検察庁）

フロリダ州全体における検察での被害者支援の管理や、司法手続き上の被害者のためのプログラムの管理等を行なっている。具体的には、プログラムに関する研修、犯罪被害者保証金制度（後述）における補償金額の査定、補助金の管理（申請受付と補助金支給）等である。

その他にも犯罪被害者の権利についての広報活動や、実際にサービスを提供する組織間

のコーディネート、公的機関や地方自治体が行なう支援活動の援助などを行なっている。

## (2) 州知事オフィス

毎年、殺人事件被害者の追悼展示（写真や新聞記事の展示）や失踪した子ども達の為の催し（写真の展示や、コンピューターでその子ども達の成長後の姿を作成する）を行なっている。また、年に1回、支援者に対する表彰も行なう。

## 被害者の権利

### 1. 被害者に認められた権利

フロリダの司法執行者には、事件後なるべく早い時期に、被害者に対して被害者の有する権利の一覧を記したカードやパンフレットを渡し、その後の司法手続きと、各段階における被害者の役割について説明することが義務づけられている。このことによって、被害者は早い段階から、自分はどこの機関にどのようなことを求めていけるのかを把握できるようになっている。

司法手続きの過程において認められた権利には、具体的には以下のようなものがある。

- ・加害者の取り調べ報告書（病歴等の守秘事項を除く）を見ることが出来る。
- ・検事は刑事処分に関して、被害者の意見を聞く必要がある。
- ・被害者の雇用主に対して、検事から、公判への協力の為に仕事を休む必要があることを伝えてもらうように要請できる。
- ・公判において、意見陳述ができる。
- ・保釈についての公聴会に出席し、保釈条件についての提案や、保釈の取り消しを含めた意見の申し立てが出来る。
- ・加害者の釈放時には、あらかじめその時期や出所後の居住地についての情報を受け取ることが出来る。

### 2. Crime Victim Compensation Program（犯罪被害者保障金制度）について

フロリダ州における被害者のための保障金制度。被害者本人や遺族に対して、以下の内容について支給される。申請には被害の事実や損害金額を証明する書類が必要となる他、条件として、事件が速やかに通報され捜査に協力していること、事件後1年以内であること、申請者が不法行為を行っていないこと等が必要である。

保障を受けられる内容（カッコ内は上限金額）

- ・所得の損失に対する保障金（被害者の年齢や生活レベルにより、一括または分割で支給される）（\$25,000）

- ・葬儀の費用 （ \$ 1,000 ）
- ・障害手当 （ \$ 25,000 ただし重度の障害については \$ 50,000 まで）
- ・治療費 （ \$ 10,000 ）
- ・カウンセリング費用 （ \$ 10,000 ）
- ・被害により必要となった眼鏡、義歯、整形等の費用 （ \$ 10,000 ）
- ・DV 被害者のための転居費用等補助 （ \$ 1,500 ）

ただし保証金全体での上限は \$ 25,000 （重度の障害については \$ 50,000 まで）。

## まとめ

今回の研修で、事件後最初に被害者と接する警察において、どのような支援が行なわれているのかを知る機会を持てなかったのは残念であったが、事件が検察に送致されてからについては、公判の準備段階から公判後の精神的なケアに至るまで、その時々被害者が関わる各機関で支援を受けられる制度が整えられていることがわかった。被害者支援都民センターでは、裁判所等の公的な機関への被害者への付き添いが直接的支援の大きな割合を占めているが、それらの支援を公的機関自身が行なっているというフロリダの体制は、今後我々がどのような社会の体制を目指していくべきかを考える際の一つの参考となると感じた。

現在の日本において、公的な機関に対して義務づけられている被害者支援の制度はごくわずかである。司法手続きの過程の中で、被害者に対する「配慮」は求められているものの、その采配は各機関に委ねられており、その時の担当者によって、あるいは被害者がどれだけ制度に関する知識を持っているかによって、受けられる「配慮」が大きく異なっているのが実情であろう。このような不公平、不安定な体制ではなく、あらかじめ決められた権利として、誰にでも等しく支援が提供されること、そして被害者はどのような支援を受けられるのかが被害後の早い段階で示されることは、被害者が司法手続きに臨む際の不安を少しでも取り除くために大いに役立つと思われる。

また、特に日本でも必要だと感じたのは、被害者を事件当事者として扱う姿勢であった。十分な情報提供や、加害者への処罰や処遇に関して被害者自身が意見を述べる機会があることなどは、多くの被害者が望みながらも叶えられずにいる事柄である。今回、それらが既に実施されている所があることを知り、ぜひ日本でも実現させたいと思った。

フロリダ州の様々な制度を知り、日本の被害者支援に関する体制の整備の遅れを感じ続けた研修であったが、時にはこれまでの苦労や、いまだに抱える課題についての話を聞くこともあった。どのような環境でも決して平坦な道などないということを覚悟して、今後もより充実した被害者支援を目指していきたい。

## 被害者・遺族の自助グループ活動その活動内容、支援団体との関わり

(社)秋田被害者支援センター 齊藤 律子

### はじめに (感想)

米国研修参加が決定されてからは、初めての海外旅行への期待と不安、帰国後の報告書の提出や個人の資質が問われる等のプレッシャーに押しつぶされそうな自分があった。

ところが、いざ出発の当日になるとこれまでの気持ちはどこかへ行き、驚きと感動の連続に変わってしまった。

厳重な成田での出国手続き、12時間後にようやく到着したデトロイト入国審査の長蛇の列、目的地フロリダ州オ - ランドへは更に2時間。

8月のオ - ランドは日本の夏と同様に高温多湿、リゾ - ト地を感じさせる強い陽射しにスコ - ル、きき過ぎの屋内冷房、5秒で変わる信号に車社会を痛感。

私達は、研修中交通手段として循環バスを利用しよく歩いた。

アニメに出てきそうなレトロ調のバスは乗車時に1ドルを払うかバスの利用でどこまでも行ける便利なバスで、シーワールドや買物にも行くことができた。

ご存知のように、フロリダと言えばオレンジ、ディズニーワールド、シーワールド・スペースシャトルの打ち上げ基地等がある。

新鮮な果物と野菜、ブロッコリ - やカリフラワ - が生で出てきたのには驚いたが、慣れてしまうとその方がおいしく体にも良い感じがする。

レディーファーストの国を体験すると共に、ビックサイズの国であることを実感。

Tシャツ・料理・ハ - ト・犯罪の数 e t c .

華やかなセレモニ - の様な大会のオープニング・スペースシャトルの打ち上げが大画面に映し出され、全米各地や外国からもやって来る参加者が心から楽しめる演出が至る所に日頃支援に係わる時は、派手さや華やかさはどちらかと言うとタブ - 視する私にとっては本当に驚きだった。

「いつも皆さんは、人の為に日夜頑張っています。しかし今日からの一週間は自分の為の時間です。楽しんで下さい！学んで下さい！人脈を作って下さい！」との説明がされ、その為の125ものワ - クショップ、日替わりのイベントが用意され、充分に実感し実現できるようになっていた。

一番の驚きは、私達と同じ支援者と思っていた人の殆どが、実は被害者（本人や家族）であるという事。

先進国と言えども、まだまだ平等に充分に支援が成されていない部分がある。

被害者自ら声を上げて、資金を集め、新たな被害者に手を差しのべ、更には犯罪の防止・予防にも力を入れている。日本でも同じ思いをし、頑張っている被害者の為に、何が出来るの

か、今できる事を皆で考えたいと思う。

心配されたテロや盗難に遭うことなく、思いやりの心やエネルギー - をもらう事ができた。  
今回の研修に対し、感謝の気持ちでいっぱいである。

## 1 . NOVA ( 概要と目的 )

NOVA ( National Organaization for Victim Assistance 全米犯罪被害者援助機構 ) は、1975年 ( 昭和50年 ) に研究者、強姦被害者援助センター、DV シェルター、検事官事務所、法執行機関、及び民間機関の被害者支援担当者などによって設立された。

31年の歴史をおち、アメリカでもっとも長く犯罪被害者支援を行う民間団体である。犯罪や大惨事などの被害者の権利を確かなものとすると同時に被害者に対する支援活動を行う。

市民権につながる被害者運動は、先ず DV や性犯罪被害者が、女性の地位向上を訴え、人種差別反対の声をあげることに始まり、いろいろな犯罪の被害者に広がっていった。

全米において、被害者支援を行っている公的機関及び民間機関、精神保健関係の専門家、研究者、被害者や遺族などが会員になっている。(約1,500の機関と個人)

NOVA の活動は、大きく4種に分類される

### ( 1 ) 被害者の権利の代弁及び擁護活動

- ・ 犯罪被害者補償制度の拡充のための提言
- ・ 「反テロリスト法」の制定作業への協力
- ・ 被害者衝撃陳述 ( Victim Impact Statement ) に関する各州の立法作業へのアドバイス
- ・ 連邦憲法における犯罪被害者の権利条項の追加の為の活動
- ・ 「全米被害者権利習慣」制定活動など

### ( 2 ) 被害者に対する直接的支援活動

24時間ホットラインを開設し、手紙や FAX などによる相談にも応じ、年間の受理件数は6万件に上る。その多くは、他機関に紹介され、その対応にゆだねられるが、直接対応することもある、NOVA の本部があるワシントン D.C の法執行機関などとコロンビア特別区被害者ネットワークを設立し連携をして直接的支援活動をおこなっている。

危機介入チームによる活動は、OVC ( 司法省犯罪被害者対策室 ) の資金援助を得て行われることもある。又、FEMA ( 連邦危機管理庁 ) や全米交通安全委員会と連携して行われることもある。

### ( 3 ) 専門家に対する支援活動

被害者支援にかかわる専門家に対する一般的な教育・研修活動

81,000もの被害者救済プログラムがある

最新の問題に対応するための特別セミナーなどの開催

(セミナーの)

- ・ MADD (飲酒運転に反対する母親たちの会) と共同開催自助グループに関する研究会
- ・ 連邦憲法における犯罪被害者の権利条項制定のための研究会

(4) 会員に対するサービス活動

個人会員 (年会費50ドル、活動資金の一部になっている) と団体会員合わせて約4,500人の会員に対して、会報 (ニュースレター) の発行や全国大会の開催等のサービスを行っている。全国大会は、2,000人以上が参加する非常に大規模なもので、「北米被害者支援年次大会」と呼ばれる。(大会の意義)

ネットワークの強化、被害者運動に関する経験をわかち合い、アシスタントの活動状況の勉強の場としてレベルアップを図っている。

今回視察研修をした第32回 NOVA 全国大会は、8月20日から25日までの日程で開催され、全米各地やカンダ、ニュージーランド、日本などから約2,000人が集まった。国際被害者学会も同時開催され、更に盛大な大会となった。8年前 (第24回大会) も同じオランダで開かれ、山上先生他数名が参加している。

なお、次の国際被害者学会は2009年、水戸で開催されるとの事だった。

NOVA の組織は、設立当初、ボランティアによって運営され、その資金は、主として寄付によるものであった。現在は理事会 (無給の22名の理事) により、運営方針が決定される。危機応答チームで直接的支援活動をするボランティアは、現在2,000人以上となっている。

MADD : 飲酒運転に反対する母親たち

(Mothers Against Drunken Driving)

- ・ 飲酒運転の防止と交通犯罪被害者のサポートを目的とするアメリカの全国規模の市民運動組織
- ・ 1980年に創設され、市民の指示と政府の援助を受けて、発展。600以上の支部、300万人以上の会員及び支持者を擁する。
- ・ 2003年には、日本支部 (MADD JAPAN) が千葉にオープンし、飲酒運転の事故で娘さんを亡くした飯田和代さんが中心となって活動をしている。“飲酒運転は過失ではなく、犯罪だ”と訴え、飲酒運転撲滅を願い、「アルコールイグニッション インターロック デバイス」の普及の為に嘆願書を国交省へ出している。

(参考)「ALCO LOCK」飲酒運転をさせない秘密兵器。飲んだら乗れない。動かない (エンジンがかからない)

- ・ 世界各国の飲酒運転取締り基準値 (交通事故総合分析センター資料から)

| 基準値 (mg / リットル) | 国 名                   |
|-----------------|-----------------------|
| 0 . 4 0         | 英 国・カナダ・ニュージーランド・米 国  |
| 0 . 2 5         | 豪 州・独・仏・デンマーク・オーストラリア |
| 0 . 1 5         | スウェーデン・ノルウェー・ポーランド    |

- ・ アメリカ・・・40州以上で、飲酒運転の逮捕者に対し、ハンドルがロックされるシステム（アルコロック）設置を義務づけている。
- ・ カナダ・・・0 . 1 0 mg 以上は、刑事罰化、被害者死亡の時は、終身刑。
- ・ イギリス・・・上限なしの高額罰金刑

## 2 . 第 3 2 回年次大会に参加して（課題に役立つ情報）

アメリカの被害者運動は身分を盗まれる・人身売買・DV・レイプ等に遭った人々の“人間のこえ・被害者の声・”を聞かせることを目的として正しいことを自分達がやるという信念に基づき発足しています。

多数の機関をつなぐ一本のロープとしての役割を持つNOVAはその連携がスムーズに行くように、細かいレベルでその地域に添った倫理観・道徳観・価値観の規範（規約）を作っている。又、他民族国家が抱える言語や人種の問題に対し、統一性をもたせようとしている。

援助者を養成する「ビクティム・アシスタンス・アカデミー」は現在24州にあるが、数年後には全州に設置される予定である。NOVAは国家レベルのプログラムの提唱や支援者の声を反映させる活動もしている。

被害者支援の先進国であるアメリカでは、事故直後から裁判の終了後も長期に渡り、直接支援が、それぞれの時の経過や状況に応じて行なわれている。特に児童虐待や誘拐等、子供がかかっている事件・事故の場合は、迅速な対応（1時間~24時間以内）が、子供の生命を守ることに繋がっている。

レイプ等の施犯罪専門の援助機関も多く、被害者を受け入れる病院に対し、国や州からの資金を基に看護師の給与や治療費を負担するサービスを実施している。24時間のホットラインを設け、いつでも・どこでも対応できる体制になっている。

この大会中、私達も実際にそういう場所を見学する機会を得たが、緊急に対応する事例が2件も発生したという事で残念ながら実現できなかった。「建物を外から見るだけでも」とお願いしてみたが、それさえも許可になら買った。なによりも被害者を優先する信念の表れと思えた。

犯罪発生直後の危機介入サービスとしては

- ・ 24時間体制で被害者のいるところにつけける。

- ・安全の確保、カウンセリング、公的機関や病院等への付き添い、身の回りの世話、シェルターの斡旋
- ・捜査状況等の情報提供等がある。

\*中でも一番重要なのは“安全の確保”である。被害に遭うと、日常の生活が本当に乱れる。直後だけではなく継続的に安全性を確実に求めることができ初めて、元の生活に戻れる。(被害者の言葉)

今回の大会では“今までの道程”(これまでの被害者支援活動)と“これからの道程”(国全体の将来を見据えて、犯罪の犯罪穂防止・予防に更に力をいれる)がテーマになっている。用意された125のワークショップは支援者(参加者)のレベルによって4つに別れ、活動のエネルギーの補充と活性化が目的となっている。

被害者が回復する為に沢山のお金が使われているが、同時に犯罪の予防・防止のためにも莫大なお金が使われている。加害者が支払った罰金も積み立てられて、被害者の為に使われている。

予防・防止の観点から子供達(ロースクールから)への教育が積極的に行われ、広報・啓発の為に、俳優が出演したビデオを製作し学校に配布したり、日常的にテレビで放映もされている。

警察には性犯罪班が設置され、性犯罪者の治療体制や情報が公開されている。日本と違い、釈放された犯罪者には、その動向を把握する為に体に器機が取り付けられる事もある。被害者は「一度性犯罪を起した者を二度と社会に出して欲しくない」のが本音である。

アメリカでは児童虐待の防止にも力を入れている。虐待が起きる前からホームビジターと呼ばれる人が家庭を訪問し、地域の子供の状況を確認し安全を確保している。警察と連携し、情報を共有する事で虐待を未然に防いでいる。虐待の通報後24時間以内に調査をし、子供の生命を守る活動をしている。同時に虐待する母親等に対する教育(講習会)にも力を入れ(一人当たり2,000ドルの費用を遣い)精神的(いらいら対策)経済的な問題を解決にも協力しちえいる。

(虐待が疑われる事例)

- ・季節はずれの服を着ている。(傷を隠している可能性)
- ・子供一人での買い物
- ・同じ服を数日着ている。
- ・生まれたばかりの赤ちゃんが置き去りにされている等。

(参考)

日本では全国に191カ所の児童相談所があり、ソーシャルワーカーの数は、1万数千人に1人の割合。

アメリカでは2,500人に、1人の割合となっている。

\* It Happened To Alexa Foundation (アレクサ基金)

大学に入学して間も無い時、寮の中でレイプの被害に遭った娘さんの母親が2003年に創立した基金。

全米にわたり、レイプ等の性犯罪や裁判をしている汎愛の被害者や家族に対し、資金援助をする。裁判費用(ホテル代、飛行機代、通訳費等)として、1回につき3,000ドルを援助、アメリカで被害に遭った外国人も対象としている。

- 資金を受ける条件としては・被害届けを出した性犯罪
- ・裁判をしている犯罪である事

被害者の氏名・住所・年収・加害者名・事件のケースナンバー等が必要。

基金の財源は司法省からの援助及び募金や寄付等、基金の存在を知ってもらう為にも多くのお金が使われているとの事だった。

性犯罪の場合は日本と同様実際のごく一部分しか明るみに出ないとの事で援助をする為にも親告をするように勧めてもいる。被害者にも何か落ち度がある等と言われたりするが、決して被害者の罪ではない、恥ずかしがることはないのである。勇気を持って被害を届けよう!と呼びかけている。

被害に遭った娘さんは今も拒食症に苦しみ、外出も出来ず、一日一日をようやく生きているが、家族はその娘さんや他の被害者の為に、犯罪が無くなることを願いながら、今できる事をやっている。

\* セクシャルハラスメント及びセクシャルバイオレンスを支援するフロリダ支部

24時間のホットラインを設置し、アドボカシーの活動も24時間必要なサービスは何でも紹介し、性犯罪の場合は(25%位しか通報しない可能性有り)通報して、治療を受ける様、指導している。

\* フロリダ(41カ所)のDVセンター

- ・家庭内暴力を無くす活動もしている。
- ・無料のホットラインの設置。
- ・必要な援助を迅速に。
- ・弁護士等の専門家に問い合わせをし、情報を提供する。
- ・リリースに関する情報の提出
- ・関連書籍の貸し出し
- ・プログラム(テクニカル・アシスタント・トレーニング等の)紹介
- ・補助金活動

\* フロリダ州矯正部門(保護観察や刑務所関係)のサービス

被害者の安全を守る為、服役した犯罪者に関する情報を通知する制度が法律で決められている。釈放の情報は全ての被害者に対して事前に(遅くても2~3ヵ月前)通知される。釈放後の動向、被害者が受けられるサービスの内容、等については、被害者以

外の人（近所の人でも）も問い合わせができる。

手紙・電話・Eメール等無料で24時間いつでもどこからでも問い合わせができ、オペレーターが3言語（英語・スペイン語・ハイチ語）で対応している。又、刑務所では受刑者に対し、犯罪が与える被害者のインパクトについて、どういうものを教えている。

#### \* ジェシーズ ウォー（法律）

“ 11歳以下の子供を殺した時は死刑に値する ”

犯罪により子供を喪った父親が提唱して出来た法律

#### \* ジェシカ基金

悲惨な状況にある子供を救う事を目的にしている。

どこでもいつでも安全な所にする為には子供同士の助け合いも必要。

安全をチェックし合う体制と、子供で遭っても“ 自分を守る ” 意識教育が大切である。

大人として子供を守る権利がある。

#### 被害者の集い（自助グループ）に参加して

40人以上が参加した被害者の追悼の会は普通の夕食会のように始まった。主催者のご夫婦は、娘さんを犯罪で喪っている。その娘さんが日本に留学していたこともあり、「はるばる日本から被害者支援を学びに来てくれた方々」と私達を紹介してくれた。食事をしながら、臨席の方と名刺交換をしたり、自己紹介（通訳を通じて話を聞く）をしたり。支援者の名刺をいただいた方の殆どが被害者（本人や遺族）でもあったことには驚いた。

被害者支援の先進国であるアメリカでも、人々に平等に支援の手が差し伸べられている訳でもなく、日本と同様被害者自身や遺族が声をあげていないとまらない現状がある。自らが立ち上がり、法改正を呼びかけ、資金を集め支援者としての役割も担っている。

参加者のギリス氏はブッシュ大統領に任命された被害者対策の責任者だが、やはり被害者遺族である。MADDのナショナルプレジデント（理事長）の男性も然り。同じような経験をした者同士、語らなくても自ずと通じるものがあって結びついている感じがした。

鮮やかなスカイブルーのパンツスーツの黒人の若い女性。彼女はレイプの被害者である。「とても恥ずかしがり屋の彼女が歌います」と主催者に促され、うつむきながらゆっくり出て来た彼女は、これまで殆ど自分のことを語ることもなく、ましてや外国の被害者でもない者がいる中で歌うことは本当に珍しいことだった。

また、見た目ですぐに分かる先住民の男性は、今回初めて自分のことを語り「話すことで自分がこんなに癒されるとわかっていたら、もっと早く話せばよかった」と話した。それに対し、主催者は彼の肩をやさしく抱き「話せてよかったね。これからでも遅くない、どんど

ん話してね！」と言った。

主催者のご夫婦は本当にすばらしい、優れたファシリテーターである。一人一人を尊重し、気を配り、まだまだ話せないでいる人の為にも居場所を作り、強い絆、信頼関係での結びつきを強く感じ、その場に同席できたことに対し、感謝の気持ちでいっぱいになった。

話を聞きながら涙ぐんでしまった私を後ろから「抱きしめてくれた」女性。彼女は二人の息子さんを相次いで殺されている。現在は犯罪で親を喪った子ども達の世話をしている。人種で差別することなく、白人でも黒人でもアジア人でも平等に世話をしている。彼女にも孫がいて、親を喪った子どもの気持ちに寄り添い、精一杯活動していることに感動し、涙が出てしまった。アメリカでは彼女のように何度も被害に遭うことは珍しくはない。残念ながら最近では日本でも犯罪が身近になりつつあるが、多くの人は犯罪の被害とは無縁のところにおいて、まさか自分が被害者になるとは思っていない。ある日突然被害に遭い、心身共に傷つき、誰に助けを求めればよいのかも分からなかったりしている。その傷ついた人々が「二度と、私達と同じ思いをする人が出ないように！」を願い、少しずつではあるが、人分達被害者の声を社会へ発信するようになってきている。アメリカはその活動を10年も20年も前からやっていて、日本の手本（目標）となっている。

多民族が共存し、複雑な問題を抱えるアメリカと日本では一様には判断できない部分も多いが、民族や言語が異なっても被害者の心情は共通に思えた。

ブッシュ大統領が銃所持を容認しているため、銃による犯罪が増えているという話も聞いた。昨年は6歳の男児が同級生の女児を射殺し、史上最年少の殺人犯になっている。私達には想像もできないしが、アメリカではスーパーやスポーツ施設で気軽に銃が手に入る。先日見たテレビでは、コロンバイン高校事件の被害者が地元のスーパーに「銃や弾薬を売らないで！」との訴えに対し、スーパー側は段階的に縮小することを約束していた。意識を変えていかないと被害は永久になくならず、明るい未来はやってこない。

シカゴから来ていた夫婦は二人とも銃犯罪で家族を亡くし、この集いに参加したことがきっかけで再婚をしたとのことだった。ボールルームブースでこの夫婦は「銃社会」の現状と悲惨さを統計的に訴えていた。

「集い」の最後は一人一人前に出てハグをし、スピーチ後に赤いバラを1本もらう。私達もそのお裾分けにあずかった。NOVAの大会会場でも赤いバラは使われていたが、最初は少し驚いた。私達が日頃実施しているイベントや自助グループでは、華やかさは控えてやっている。淡い色、やさしい匂い等。大都市と地方でも違う面があるのに、まして外国とでは異なって当然とも思う。

目にも鮮やかな「赤いバラ」はとても印象的で「温かいハート」を表現しているのかもしれない。日本的なもの、地域に合ったものに気を配りながらも、一気に「赤いバラ」といかなくても、徐々に変化を求めてもいいのではと思う。

いただいたバラは残念ながら日本には持ち帰れそうになかったので、感謝の気持ちを込め

て1週間過ごした部屋に置かせてもらった。

英語を話せない私に対し、出逢った被害者の方々が「私も日本語を話せないから同じ、ごめんなさいね」と言ってくれたが、やはり基本的な会話位はできないとせっかくの機会を十分に活かすことができないとの反省が残った。

### 3．おわりに（今後の目標）

「もう沢山だ！」という位に、そこら中に被害者がいるアメリカでは、個人の安全が第一優先になっている。犯罪の被害者自らが声を上げ、支援者と共に、国（連邦）・州・郡に働きかけ、官民が連携をして、法律（制度）を整備してきた。

補償も充実している。日本よりも10年・20年と先を行っている。その取り組み学ぶことは、とても有意義なものである。

被害者の声を伝え、社会に被害者理解が広がる様にすることが私達支援者（援助者）の使命であり、目標である。犯罪が無くなる事を願い、防止・予防にも力を入れるとともに、人間としての質を高める努力をしたいと思う。

犯罪が身近になりつつある日本。“明日は我身”人の為と思ってやっていることが、最終的には自分の為に成る。ボランティアを志した時の初心を忘れずに、やりがい、生きがいを持ち、少しは楽しくできればいいと思う。“人の力”人間が集まると驚くべき力になる。ボランティアの中で“同じ世界観”があるかどうか、無ければどうするか、同じゴールに向かって活動するグループということをお忘れずにいたいと思う。

“被害者から学ぶ”という姿勢を大切にし、これ以上“被害者を傷つけない”様に常にフィードバックすることを心がけたいと思う。

地方で活動する私達支援員は、その地域の事情を考慮しながら、後から「一番大変な時に助けてくれる人がいれば良かったのに」と言う人が一人でも減るように、積極的に、必要な時に必要な支援ができるように、所属団体の体制を作って行きたいと思う。